

旧	新	備考
高岡市地域防災計画 震災・津波対策編 令和3年8月改定	高岡市地域防災計画 震災・津波対策編 令和4年__月改定	

第 1 章 災害予防計画	
第 1 節 （略）	
第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）	
【市】全部局 【関係機関】市民、事業所・企業等（自衛防災組織等、社会福祉施設等）、県（ 総合政策局 ）、関係機関（消防団、NPO、ボランティア団体等） (略)	
第 1 ～ 3 （略）	
第 4 その他の防災対策	
1 要配慮者への配慮 隣近所での助け合い、日常生活における声の掛け合いや心の支えあいなどによる要配慮者の不安解消を行うとともに、災害時には自主防災組織、防災組織の長などが住民と協力した安否確認の実施や安全な場所への避難誘導を行うなど、地域での防災活動を促進する。 (追加)	
2 (略)	
第 5 (略)	
第 3 節 防災知識の普及及び訓練	
【市】総務部、消防本部 【関係機関】市民、事業所・企業等（各種施設管理者）、県（ 総合政策局 、経営管理部、教育委員会）、関係機関（高岡市医師会、日本赤十字社富山県支部、NPO、ボランティア団体） (略)	
第 1 防災教育	
1 (略)	
2 市民等に対する防災知識の普及 (1) 市民に対する防災知識の普及 災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、市は以下の団体・組織に対して、 (追加) 社会教育の機会創出および防災知識の普	

第 1 章 災害予防計画	
第 1 節 （略）	
第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）	
【市】全部局 【関係機関】市民、事業所・企業等（自衛防災組織等、社会福祉施設等）、県（ 危機管理局 ）、関係機関（消防団、NPO、ボランティア団体等） (略)	
第 1 ～ 3 （略）	
第 4 その他の防災対策	
1 要配慮者への配慮 隣近所での助け合い、日常生活における声の掛け合いや心の支えあいなどによる要配慮者の不安解消を行うとともに、災害時には自主防災組織、防災組織の長などが住民と協力した安否確認の実施や安全な場所への避難誘導を行うなど、地域での防災活動を促進する。 市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	
2 (略)	
第 5 (略)	
第 3 節 防災知識の普及及び訓練	
【市】総務部、消防本部 【関係機関】市民、事業所・企業等（各種施設管理者）、県（ 危機管理局 、経営管理部、教育委員会）、関係機関（高岡市医師会、日本赤十字社富山県支部、NPO、ボランティア団体） (略)	
第 1 防災教育	
1 (略)	
2 市民等に対する防災知識の普及 (1) 市民に対する防災知識の普及 災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、市は以下の団体・組織に対して、 専門家の知見も活用しながら、 社会教育の機会創	

	機構改編に伴う修正
	県地域防災計画の改訂に伴う修正
	機構改編に伴う修正
	県地域防災計画の改訂に伴う修正

及が図られるよう働きかける。この際、地域防災計画の概要版を作成・活用するなど、子供から高齢者まで、分かりやすい周知に努める。	出および防災知識の普及が図られるよう働きかける。この際、地域防災計画の概要版を作成・活用するなど、子供から高齢者まで、分かりやすい周知に努める。																			
また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。	また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。																			
<u>(追加)</u>	<u>さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。</u>	県地域防災計画の改訂に伴う修正																		
ア (略)	ア (略)																			
イ 普及内容	イ 普及内容																			
<table><tr><td>【地震に関する内容】</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>【津波に関する内容】</td></tr><tr><td>・津波の特徴（津波と高潮や波浪との相違、到達時間、発生する地震規模など）</td></tr><tr><td>・津波の危険性（津波のスピード、破壊力、到達距離等）</td></tr><tr><td>・津波被害の状況（浸水想定区域、避難困難地域等）</td></tr><tr><td>・津波情報の伝達（テレビ・ラジオによる津波予警報、津波避難看板の設置、ケーブルテレビや防災無線等による告知放送・情報など）</td></tr><tr><td>・避難の方法（徒歩避難の原則等）</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td></tr></table>	【地震に関する内容】	(略)	【津波に関する内容】	・津波の特徴（津波と高潮や波浪との相違、到達時間、発生する地震規模など）	・津波の危険性（津波のスピード、破壊力、到達距離等）	・津波被害の状況（浸水想定区域、避難困難地域等）	・津波情報の伝達（テレビ・ラジオによる津波予警報、津波避難看板の設置、ケーブルテレビや防災無線等による告知放送・情報など）	・避難の方法（徒歩避難の原則等）	<u>(追加)</u>	<table><tr><td>【地震に関する内容】</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>【津波に関する内容】</td></tr><tr><td>・津波の特徴（津波と高潮や波浪との相違、到達時間、発生する地震規模など）</td></tr><tr><td>・津波の危険性（津波のスピード、破壊力、到達距離等）</td></tr><tr><td>・津波被害の状況（浸水想定区域、避難困難地域等）</td></tr><tr><td>・津波情報の伝達（テレビ・ラジオによる津波予警報、津波避難看板の設置、ケーブルテレビや防災無線等による告知放送・情報など）</td></tr><tr><td>・避難の方法（徒歩避難の原則等）</td></tr><tr><td><u>・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動（避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動など）</u></td></tr></table>	【地震に関する内容】	(略)	【津波に関する内容】	・津波の特徴（津波と高潮や波浪との相違、到達時間、発生する地震規模など）	・津波の危険性（津波のスピード、破壊力、到達距離等）	・津波被害の状況（浸水想定区域、避難困難地域等）	・津波情報の伝達（テレビ・ラジオによる津波予警報、津波避難看板の設置、ケーブルテレビや防災無線等による告知放送・情報など）	・避難の方法（徒歩避難の原則等）	<u>・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動（避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動など）</u>	県地域防災計画の改訂に伴う修正
【地震に関する内容】																				
(略)																				
【津波に関する内容】																				
・津波の特徴（津波と高潮や波浪との相違、到達時間、発生する地震規模など）																				
・津波の危険性（津波のスピード、破壊力、到達距離等）																				
・津波被害の状況（浸水想定区域、避難困難地域等）																				
・津波情報の伝達（テレビ・ラジオによる津波予警報、津波避難看板の設置、ケーブルテレビや防災無線等による告知放送・情報など）																				
・避難の方法（徒歩避難の原則等）																				
<u>(追加)</u>																				
【地震に関する内容】																				
(略)																				
【津波に関する内容】																				
・津波の特徴（津波と高潮や波浪との相違、到達時間、発生する地震規模など）																				
・津波の危険性（津波のスピード、破壊力、到達距離等）																				
・津波被害の状況（浸水想定区域、避難困難地域等）																				
・津波情報の伝達（テレビ・ラジオによる津波予警報、津波避難看板の設置、ケーブルテレビや防災無線等による告知放送・情報など）																				
・避難の方法（徒歩避難の原則等）																				
<u>・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動（避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動など）</u>																				
ウ～カ (略)	ウ～カ (略)																			
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)																			
<u>(追加)</u>	<u>(6) 防災訓練の充実</u>																			
	<u>訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</u>																			
	<u>(7) 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進</u>	県地域防災計画の改訂に伴う修正																		

		<u>地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</u>	
第 2 ～ 4 （略）		第 2 ～ 4 （略）	
第 4 節 災害に強いまちづくり		第 4 節 災害に強いまちづくり	
第 1 災害に強いまちづくり		第 1 災害に強いまちづくり	
1 （略）		1 （略）	
2 災害に強いまちづくり		2 災害に強いまちづくり	
(1) （略）		(1) （略）	
(2) 津波に強いまちづくり		(2) 津波に強いまちづくり	
ア 徒歩避難を原則としたまちづくり （略） 県による津波シミュレーション調査結果 <u>（追加）</u> を踏まえ、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。 国、県及び市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるように避難場所・津波避難ビル等、避難経路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化 <u>（追加）</u> 等により、津波に強いまちの形成を図る。		ア 徒歩避難を原則としたまちづくり （略） 県による津波シミュレーション調査結果、 <u>津波災害警戒区域</u> を踏まえ、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。 国、県及び市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるように避難場所・津波避難ビル等、避難経路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化、 <u>開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進</u> 等により、津波に強いまちの形成を図る。	
イ～エ （略）		イ～エ （略）	
第 2 防災活動拠点の整備		第 2 防災活動拠点の整備	
1 広域型防災活動拠点の整備		1 広域型防災活動拠点の整備	
広域型防災活動拠点は、防災に関する資料の展示や災害体験設備を備え、市民の防災学習に資するものとする。 広域型防災活動拠点は、庄川左岸の防災センターと小矢部川左岸の福岡防災ステーションとし、それぞれに機能を分担する。 <u>なお、防災センターは供用開始から 29 年が経過しており、車庫及び倉庫機能の拡張や防災学習設備などの更新・拡充を推進する。</u>		広域型防災活動拠点は、防災に関する資料の展示や災害体験設備を備え、市民の防災学習に資するものとする。 広域型防災活動拠点は、庄川左岸の防災センターと小矢部川左岸の福岡防災ステーションとし、それぞれに機能を分担する。	
2 （略）		2 （略）	
第 3 代替性を備えた緊急通行確保路線の確保		第 3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保	

県地域防災計画の改訂に伴う修正

現状に合わせた修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

災害時においては、救援・復旧活動を迅速に行うため、被災地への人員及び物資等の安全・確実かつ早急な輸送を行う必要があることから、陸上輸送路については、被災状況に応じた被災地への多重アクセス可能な道路ネットワークの形成を図る。 また、海上からの輸送も重要な役割を果たすと考えられることから、海上輸送拠点としての伏木富山港の整備を促進し、アクセス道路の整備と併せて<u>緊急通行確保路線</u>の体系的な整備を図る。 <u>(追加)</u>	災害時においては、救援・復旧活動を迅速に行うため、被災地への人員及び物資等の安全・確実かつ早急な輸送を行う必要があることから、陸上輸送路については、被災状況に応じた被災地への多重アクセス可能な道路ネットワークの形成を図る。 また、海上からの輸送も重要な役割を果たすと考えられることから、海上輸送拠点としての伏木富山港の整備を促進し、アクセス道路の整備と併せて<u>緊急輸送道路</u>の体系的な整備を図る。 <u>国土交通省、内閣府、県及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u>	県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 4（略） 第 5 その他の防災対策 1 ～ 2（略） 3 その他の二次災害の防止 (1) ～ (2)（略） <u>(3)（追加）</u> 4（略） 第 6 各主体の役割 1 ～ 2（略） 3 国・県・市等 ア～オ（略） カ 代替性を備えた<u>緊急通行確保路線</u>の確保 キ～ク（略） 第 5 節 防災機関における通信手段の確保 【市】総務部、都市創造部、消防本部 【関係機関】北陸総合通信局、県（<u>総合政策局</u>、経営管理部）、関係機関 (略) 第 1 通信設備の整備等 1 ～ 5（略） 6 その他通信設備の整備	第 4（略） 第 5 その他の防災対策 1 ～ 2（略） 3 その他の二次災害の防止 (1) ～ (2)（略） <u>(3) 建築物の安全化</u> <u>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u> 4（略） 第 6 各主体の役割 1 ～ 2（略） 3 国・県・市等 ア～オ（略） カ 代替性を備えた<u>緊急輸送道路</u>の確保 キ～ク（略） 第 5 節 防災機関における通信手段の確保 【市】総務部、都市創造部、消防本部 【関係機関】北陸総合通信局、県（<u>危機管理局</u>、経営管理部）、関係機関 第 1 通信設備の整備等 1 ～ 5（略） 6 その他通信設備の整備	県地域防災計画の改訂に伴う修正
		県地域防災計画の改訂に伴う修正
		県地域防災計画の改訂に伴う修正
		機構改編に伴う修正

(1) (略) (2) 携帯電話の配備 市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための携帯電話の配備に努める。 (3)～(7) (略) 第 2 (略) 第 6 節 住民等の事前避難準備 (略) 第 1 事前の避難準備 1 市民の取り組み (1) 市民の取り組み ア 災害時の避難所及び安全な避難経路を予め確認すること イ 災害時の家族・社員等の連絡方法を予め決めておくこと ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること エ 避難情報の意味を正しく理解しておくこと オ 災害時の連携に必要な近隣住民、企業との交流を行うこと カ 住宅の耐震化等を意識しておくこと キ 積雪時には、自宅前の除雪を行うこと (2) 自主防災組織、自治会等の取り組み ア 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること イ 避難行動に際して支援を必要とする者を予め把握し、避難・誘導に協力できる関係を築くこと ウ 市及び施設管理者と協働で住民主体の避難所運営ができるよう、訓練を行うこと 2～3 (略) 第 2 (略) 第 7 節 避難所事前対策 【市】総務部 【関係機関】施設管理者、県 (総合政策局) 第 1 避難所の指定等 1 (略) 2 避難所の指定 (略)	(1) (略) (2) 移動系防災行政無線の配備 市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための移動系防災行政無線の配備に努める。 (3)～(7) (略) 第 2 (略) 第 6 節 住民等の事前避難準備 (略) 第 1 事前の避難準備 1 市民の取り組み (1) 市民の取り組み ア 災害時の避難所及び安全な避難経路を予め確認すること イ 災害時の家族・社員等の連絡方法を予め決めておくこと ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること エ 避難情報の意味を正しく理解しておくこと オ 災害時の連携に必要な近隣住民、企業との交流を行うこと カ 住宅の耐震化等を意識しておくこと キ 積雪時には、自宅前の除雪を行うこと (2) 自主防災組織、自治会等の取り組み ア 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること イ 避難行動に際して支援を必要とする者を予め把握し、避難・誘導に協力できる関係を築くこと ウ 市及び施設管理者と協働で住民主体の避難所運営ができるよう、訓練を行うこと 2～3 (略) 第 2 (略) 第 7 節 避難所事前対策 【市】総務部 【関係機関】施設管理者、県 (危機管理局) 第 1 避難所の指定等 1 (略) 2 避難所の指定 (略)	現状に合わせた修正 記載の適正化 機構改編に伴う修正
--	--	---

(1) 指定緊急避難場所 (略) 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。<u>(追加)</u> (略) (2) 福祉避難所 <u>市は、要配慮者の障害の程度や心身の健康状態等を考慮し、一般の避難所生活が困難と判断した場合には、必要性の高い者から優先的に移送する二次的な避難所として、福祉避難所を指定する。</u> 3 (略) 4 避難所の開設体制等の整備 地震発生時において、避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。 ア～オ (略) カ 災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・避難所管理者・<u>避難所開設担当者等</u>の参加による、実践的な避難所運営訓練を実施する。 5 避難所設備の整備 (1) 避難所 ア～イ (略) ウ 仮設（携帯）トイレ・非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、マスク、消毒液 <u>(追加)</u>等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備。<u>(追加)</u> エ～オ (略) (2) (略) 6～9 (略) 第2 (略) 第8節 災害時孤立集落対策 <td> (1) 指定緊急避難場所 (略) 市は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。<u>そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> (略) (2) 福祉避難所 <u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 3 (略) 4 避難所の開設体制等の整備 地震発生時において、避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。 ア～オ (略) カ 災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・避難所管理者・<u>避難所運営要員等</u>の参加による、実践的な避難所運営訓練を実施する。 5 避難所設備の整備 (1) 避難所 ア～イ (略) ウ 仮設（携帯）トイレ・非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、マスク、消毒液、<u>生理用品、段ボールベッド、パーティション</u>等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備。<u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。</u> エ～オ (略) (2) (略) 6～9 (略) 第2 (略) 第8節 災害時孤立集落対策 <td> 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 現状に合わせた修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 </td></td>	(1) 指定緊急避難場所 (略) 市は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。<u>そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> (略) (2) 福祉避難所 <u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 3 (略) 4 避難所の開設体制等の整備 地震発生時において、避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。 ア～オ (略) カ 災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・避難所管理者・<u>避難所運営要員等</u>の参加による、実践的な避難所運営訓練を実施する。 5 避難所設備の整備 (1) 避難所 ア～イ (略) ウ 仮設（携帯）トイレ・非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、マスク、消毒液、<u>生理用品、段ボールベッド、パーティション</u>等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備。<u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。</u> エ～オ (略) (2) (略) 6～9 (略) 第2 (略) 第8節 災害時孤立集落対策 <td> 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 現状に合わせた修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 </td>	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 現状に合わせた修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
---	--	---

【市】総務部、都市創造部、消防本部 【関係機関】市民、県（<u>知事政策局</u>、農林水産部、土木部） （略） 第 1 ～ 2 （略） 第 9 節 要配慮者の安全確保 【市】<u>市長政策部</u>、総務部、福祉保健部、教育委員会 【関係機関】市民、事業所・企業（福祉サービス提供者）、県（<u>総合政策局</u>、<u>観光・地域振興局</u>、厚生部）、関係機関（NPO、ボランティア団体、外国人関係団体） （略） 第 1 要配慮者の支援体制の構築 1 ～ 3 （略） 4 市の取り組み (1) ～ (2) （略） (3) <u>避難支援計画の作成等</u> ア 避難行動要支援者名簿の作成 市は、<u>（追加）</u>緊急時の救護活動や安否確認及び要配慮者の特定のため、災害対策基本法 49 条の 10 に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。 イ～ウ （略） エ 関係機関との情報共有 避難行動要支援者名簿登載者は、本市及び消防本部の間で情報の共有を行う事とし、災害時には避難支援者等関係者その他の者へすみやかに提供できるよう、事前に調整をしておく。 また、<u>（追加）</u>避難行動要支援者名簿登載者のうち関係機関との情報の共有について、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、同意した者の情報は、本市及び市消防 <u>（追加）</u>、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、<u>自主防災会</u>に提供する。 なお、情報の共有にあたっては、高岡市個人情報保護条例に留意する。 オ 適正な情報管理のための措置について <u>（追加）</u> 避難行動要支援者名簿について、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理を行うため、下記の措置を講ずる。 （略）	【市】総務部、都市創造部、消防本部 【関係機関】市民、県（<u>危機管理局</u>、農林水産部、土木部） （略） 第 1 ～ 2 （略） 第 9 節 要配慮者の安全確保 【市】<u>未来政策部</u>、総務部、福祉保健部、教育委員会 【関係機関】市民、事業所・企業（福祉サービス提供者）、県（<u>危機管理局</u>、<u>地方創生局</u>、<u>生活環境文化部</u>、厚生部）、関係機関（NPO、ボランティア団体、外国人関係団体） （略） 第 1 要配慮者の支援体制の構築 1 ～ 3 （略） 4 市の取り組み (1) ～ (2) （略） (3) <u>避難行動要支援者名簿の作成等について</u> ア 避難行動要支援者名簿の作成 市は、<u>地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、</u>緊急時の救護活動や安否確認及び要配慮者の特定のため、災害対策基本法 49 条の 10 に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。 イ～ウ （略） エ 関係機関との情報共有 避難行動要支援者名簿登載者は、本市及び消防本部の間で情報の共有を行う事とし、災害時には避難支援者等関係者その他の者へすみやかに提供できるよう、事前に調整をしておく。 また、<u>地域防災計画の定めるところにより、</u>避難行動要支援者名簿登載者のうち関係機関との情報の共有について、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、同意した者の情報は、本市及び市消防 <u>本部、福祉専門職</u>、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、<u>自主防災組織など避難支援等に携わる関係者</u>に提供する。 なお、情報の共有にあたっては、高岡市個人情報保護条例に留意する。 オ 適正な情報管理のための措置について <u>市は、地域防災計画に定めるところにより、市消防本部、福祉専門職、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災組織等避難支援等に係る関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u>	機構改編に伴う修正	機構改編に伴う修正	県地域防災計画の改訂に伴う修正	県地域防災計画の改訂に伴う修正	県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	--	-----------	-----------	-----------------	-----------------	-----------------

<対策の方針（達成目標）> 市は、県が作成する津波シミュレーション調査結果、<u>（追加）</u>に基づき、津波到達時間が短いことを考慮し、適切な避難場所及び避難路、緊急的・一時的な避難のための津波避難ビル等を確保する。 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 ～ 8 （略）		
第 12 節 （略）		
第 13 節 救急・救助体制の整備		機構改編に伴う修正
【市】消防本部 【関係機関】市民、県（<u>総合政策局</u>、厚生部）、関係機関（医療機関、医師会、日本赤十字社富山県支部、医療機材業者、医療関係団体）		
第 14 節 （略）		
第 15 節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策		
（略） <対策の方針（達成目標）> 市及び各道路管理者は、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を把握し、災害予防のため必要な修繕や計画的な施設の耐震対策を実施する。また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して<u>緊急通行確保路線</u>の整備等により、代替性が高い道路整備に努める。		
第 1 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 各道路における整備		
1 ～ 4 （略）		
5 臨港道路		
<u>緊急通行確保路線</u> でもある臨港道路の防災補修工事とともに、橋梁においては、耐震点検や耐震補強の実施に努める。		
6 ～ 7 （略）		
第 3 （略）		
第 16～18 節 （略）		
第 19 節 建築物等災害予防		

<対策の方針（達成目標）> 市は、県が作成する津波シミュレーション調査結果、<u>津波災害警戒区域</u>に基づき、津波到達時間が短いことを考慮し、適切な避難場所及び避難路、緊急的・一時的な避難のための津波避難ビル等を確保する。 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 ～ 8 （略）		
第 12 節 （略）		
第 13 節 救急・救助体制の整備		機構改編に伴う修正
【市】消防本部 【関係機関】市民、県（<u>危機管理局</u>、厚生部）、関係機関（医療機関、医師会、日本赤十字社富山県支部、医療機材業者、医療関係団体）		
第 14 節 （略）		
第 15 節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策		
（略） <対策の方針（達成目標）> 市及び各道路管理者は、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を把握し、災害予防のため必要な修繕や計画的な施設の耐震対策を実施する。また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して<u>緊急輸送道路</u>の整備等により、代替性が高い道路整備に努める。		
第 1 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 各道路における整備		
1 ～ 4 （略）		
5 臨港道路		
<u>緊急輸送道路</u> でもある臨港道路の防災補修工事とともに、橋梁においては、耐震点検や耐震補強の実施に努める。		
6 ～ 7 （略）		
第 3 （略）		
第 16～18 節 （略）		
第 19 節 建築物等災害予防		

(略) 第 1 建築物等の災害予防の取り組み 1 ～ 3 (略) 4 建築物の耐震性の向上 防災活動拠点となる公共施設の安全性を確保するため、既存施設の改修等による耐震性の向上、新規施設の整備時における耐震設計による耐震性能の向上を図るための指導・助言を行う。 また、<u>緊急通行確保路線</u>、避難路、防災活動拠点周辺の安全性を確保するため、一般建築物の耐震性の向上を図るための諸施策を実施する。 (略) 5 ～ 10 (略) 第 2 (略) 第 20 節 鉄道等の地震対策 【実施機関】西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社万葉線株式会社 【市】総務部、<u>市長政策部</u> (略) 第 1 ～ 2 (略) 第 21 節 報道機関の地震対策 【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） 【市】<u>市長政策部</u> (略) 第 1 ～ 2 (略) 第 22 節 ライフライン強化対策（電話） 【実施機関】西日本電信電話株式会社富山支店、株式会社N T T ドコモ北陸、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社 <u>(追加)</u> 【市】総務部 (略) 第 1 災害に強い通信施設の整備及び体制の充実 1 公衆通信の災害予防 (1) ～ (5) (略) (6) 避難所対策	(略) 第 1 建築物等の災害予防の取り組み 1 ～ 3 (略) 4 建築物の耐震性の向上 防災活動拠点となる公共施設の安全性を確保するため、既存施設の改修等による耐震性の向上、新規施設の整備時における耐震設計による耐震性能の向上を図るための指導・助言を行う。 また、<u>緊急輸送道路</u>、避難路、防災活動拠点周辺の安全性を確保するため、一般建築物の耐震性の向上を図るための諸施策を実施する。 (略) 5 ～ 10 (略) 第 2 (略) 第 20 節 鉄道等の地震対策 【実施機関】西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社万葉線株式会社 【市】総務部、<u>未来政策部</u> (略) 第 1 ～ 2 (略) 第 21 節 報道機関の地震対策 【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） 【市】<u>未来政策部</u> (略) 第 1 ～ 2 (略) 第 22 節 ライフライン強化対策（電話） 【実施機関】西日本電信電話株式会社富山支店、株式会社N T T ドコモ北陸、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天グループ株式会社</u> 【市】総務部 (略) 第 1 災害に強い通信施設の整備及び体制の充実 1 公衆通信の災害予防 (1) ～ (5) (略) (6) 避難所対策	県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 現状に合わせた追記
---	---	---

<u>発災時</u>に備え、迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、市所管避難所に特設公衆電話の事前設置を行う。 2 ～ 4 （略） 第 23 節 （略） 第 24 節 ライフライン強化対策（ガス） 【実施機関】高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会 【市】総務部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（<u>総合政策局、生活環境文化部</u>） （略） 第 1 （略） 第 2 LP ガスに関する業務内容 （1）ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置 販売店等は、鎖又はベルト二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。<u>（追加）</u> （2）～（4）（略） 第 3 ～ 4 （略） 第 25 節 ライフライン強化対策（上水道） 【市】上下水道局 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（<u>日本水道協会富山県支部、富山県水道協会</u>、高岡市管工事業協同組合、資機材取扱業者） （略） <対策の方針（達成目標）> （略） 市は、一人一日 3ℓ を目標に飲料水を確保するとともに、震災による水道の断減水を最小限に抑え、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するため、<u>上水道震災対策計画</u>に基づき、災害対策の強化を行う。 第 1 施設の整備 1 重要施設の耐震化の推進 <u>上水道震災対策計画</u>に基づき、計画的に老朽施設の補強、老朽管の更新等を実施し、耐震化を図る。	<u>災害時</u>に備え、迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、市所管避難所に特設公衆電話の事前設置を行う。 2 ～ 4 （略） 第 23 節 （略） 第 24 節 ライフライン強化対策（ガス） 【実施機関】高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会 【市】総務部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（<u>危機管理局</u>） （略） 第 1 （略） 第 2 LP ガスに関する業務内容 （1）ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置 販売店等は、鎖又はベルト二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。<u>特に、ハザードマップを確認し、津波による浸水の恐れがある地域については、ボンベの流出防止に備えた対策を重点的に講じる。</u> （2）～（4）（略） 第 3 ～ 4 （略） 第 25 節 ライフライン強化対策（上水道） 【市】上下水道局 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（<u>公益社団法人日本水道協会富山県支部</u>、高岡市管工事業協同組合、資機材取扱業者） （略） <対策の方針（達成目標）> （略） 市は、一人一日 3ℓ を目標に飲料水を確保するとともに、震災による水道の断減水を最小限に抑え、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するため、<u>上下水道震災対策計画</u>に基づき、災害対策の強化を行う。 第 1 施設の整備 1 重要施設の耐震化の推進 <u>上下水道震災対策計画</u>に基づき、計画的に老朽施設の補強、老朽管の更新等を実施し、耐震化を図る。	県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正
--	---	---

(略) 2 (略) 3 図面情報の整備及びOA機器のバックアップ 市は、応援対策活動が円滑に行えるよう、図面や各種データ等の更新を迅速化するなか、2ヵ所に分散管理する。保管場所及び責任者は上水道震災対策計画に基づく。 第2 体制の整備 1 (略) 2 各機関との連携、連絡体制等の確立 (1) 関係機関との連携強化 (略) 県は、市からの応援要請に対応できるよう平時から日本水道協会富山県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。 (2) (略) (3) 応援要請・受援体制の整備 (略) 市は、被害が甚大である場合は、応援を日本水道協会富山県支部に要請するとともに富山県を通じて、厚生労働省に対して全国の水道事業者に要請する。なお、効率的に応援者を受け入れるための、受援体制の整備を図る。 (4) 日本水道協会富山県支部 災害時における県及び市からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。 (5) 富山県水道協会 主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。 3 訓練、防災意識の啓発 (1) (略) (2) 職員に対する教育及び訓練 市は、職員の教育及び訓練を通じ、防災基本計画（内閣府）、高岡市地域防災計画、防災関係法規及び上水道震災対策計画（応急活動の行動指針）の周知・徹底を図る。 また、県、市の総合防災訓練に参加するとともに、他の機関、部署との連携を強化する。 (3) 応急対策マニュアルの充実 市は、上水道震災対策計画における応急活動の行動指針に基づいて行動し、非常配備業務分担及び配備体制に従い迅速かつ適切な応急対策に努める。 (4) (略) 4 (略)	(略) 2 (略) 3 図面情報の整備及びOA機器のバックアップ 市は、応援対策活動が円滑に行えるよう、図面や各種データ等の更新を迅速化するなか、2ヵ所に分散管理する。保管場所及び責任者は上下水道震災対策計画に基づく。 第2 体制の整備 1 (略) 2 各機関との連携、連絡体制等の確立 (1) 関係機関との連携強化 (略) 県は、市からの応援要請に対応できるよう平時から公益社団法人日本水道協会富山県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。 (2) (略) (3) 応援要請・受援体制の整備 (略) 市は、被害が甚大である場合は、応援を公益社団法人日本水道協会富山県支部に要請するとともに富山県を通じて、厚生労働省に対して全国の水道事業者に要請する。なお、効率的に応援者を受け入れるための、受援体制の整備を図る。 (4) 公益社団法人日本水道協会富山県支部 災害時における県及び市からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。 3 訓練、防災意識の啓発 (1) (略) (2) 職員に対する教育及び訓練 市は、職員の教育及び訓練を通じ、防災基本計画（内閣府）、高岡市地域防災計画、防災関係法規及び上下水道震災対策計画（応急活動の行動指針）の周知・徹底を図る。 また、県、市の総合防災訓練に参加するとともに、他の機関、部署との連携を強化する。 (3) 応急対策マニュアルの充実 市は、上下水道震災対策計画における応急活動の行動指針に基づいて行動し、非常配備業務分担及び配備体制に従い迅速かつ適切な応急対策に努める。 (4) (略) 4 (略)	現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正
--	--	--

第 3 各主体の役割 1 ～ 2 （略） 3 関係機関 (1) 日本水道協会富山県支部 ア 災害時における県及び市からの応援要請に対する協力・応援体制の整備、強化 (2) 富山県水道協会 ア 簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備 第 26 節 ライフライン強化対策（下水道） 【市】上下水道局 【関係機関】市民、事業所・企業、学校、県（土木部）、関係機関（財団法人富山県下水道公社、日本下水道事業団、社団法人地域環境資源センター、社団法人日本下水道管路管理業協会、富山県下水道協会、建設業者） (略) 第 1 ～ 3 （略） 第 27 節 工業用水道事業者の地震対策 (略) 第 1 施設の整備 1 県営工業用水道施設の概要 <table><tr><th>事 業 者</th><th>水 源</th><th>給水能力(m³/日)</th></tr><tr><td>富山県西部工業用水道事業</td><td>境川ダム</td><td>300,000</td></tr><tr><td>富山八尾中核工業団地工業用水道事業</td><td>地下水</td><td>6,125</td></tr><tr><td>利賀川工業用水道事業</td><td>利賀ダム</td><td>8,200</td></tr></table> 2 ～ 4 （略） 第 2 （略） 第 28 節 危険物等施設の災害予防 【市】市民生活部、消防本部、市民病院 【関係機関】 事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（総合政策局、生活環境文化部） (略) 第 1 危険物施設 1 ～ 3 （略）	事 業 者	水 源	給水能力(m³/日)	富山県西部工業用水道事業	境川ダム	300,000	富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125	利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200	第 3 各主体の役割 1 ～ 2 （略） 3 関係機関 (1) 公益社団法人日本水道協会富山県支部 災害時における県及び市からの応援要請に対する協力・応援体制の整備、強化 第 26 節 ライフライン強化対策（下水道） 【市】上下水道局 【関係機関】市民、事業所・企業、学校、県（土木部）、関係機関（公益財団法人富山県下水道公社、地方共同法人日本下水道事業団、一般社団法人地域環境資源センター、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、富山県下水道協会、建設業者） (略) 第 1 ～ 3 （略） 第 27 節 工業用水道事業者の地震対策 (略) 第 1 施設の整備 1 県営工業用水道施設の概要 <table><tr><th>事 業 者</th><th>水 源</th><th>給水能力(m³/日)</th></tr><tr><td>富山県西部工業用水道事業</td><td>境川ダム</td><td>400,000</td></tr><tr><td>富山八尾中核工業団地工業用水道事業</td><td>地下水</td><td>6,125</td></tr><tr><td>利賀川工業用水道事業</td><td>利賀ダム</td><td>8,200</td></tr></table> 2 ～ 4 （略） 第 2 （略） 第 28 節 危険物等施設の災害予防 【市】市民生活部、消防本部、市民病院 【関係機関】 事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（危機管理局、生活環境文化部） (略) 第 1 危険物施設 1 ～ 3 （略）	事 業 者	水 源	給水能力(m³/日)	富山県西部工業用水道事業	境川ダム	400,000	富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125	利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200	現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 機構改編に伴う修正
事 業 者	水 源	給水能力(m³/日)																								
富山県西部工業用水道事業	境川ダム	300,000																								
富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125																								
利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200																								
事 業 者	水 源	給水能力(m³/日)																								
富山県西部工業用水道事業	境川ダム	400,000																								
富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125																								
利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200																								

4高圧ガス製造施設等 ア～カ（略） <u>（追加）</u> 5～9（略） 第2～4（略） 第29節火災予防と消防力の整備 【市】消防本部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（<u>総合政策局</u>） （略） 第1～4（略） 第30節（略） 第31節飲料水・食料・生活必需品等の確保 【市】総務部、産業振興部、市民生活部、福祉保健部 【関係機関】市民、事業所・企業（福祉施設、病院、応援協定企業、学校）、県（<u>総合政策局</u>、厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、社団法人富山県トラック協会、相互応援協定自治体） （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ （略） また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の<u>発災時</u>の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。（略） 第1（略） 第2備蓄の実施 1～4（略） <u>（追加）</u> 6（略） 第3～4（略）	4高圧ガス製造施設等 ア～カ（略） キ<u>地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、津波警報等が発表された場合の行動基準及び保安設備の機能が喪失した場合の対応策を危害予防規程に定める。また、これらを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。</u> 5～9（略） 第2～4（略） 第29節火災予防と消防力の整備 【市】消防本部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（<u>危機管理局</u>） （略） 第1～4（略） 第30節（略） 第31節飲料水・食料・生活必需品等の確保 【市】総務部、産業振興部、市民生活部、福祉保健部 【関係機関】市民、事業所・企業（福祉施設、病院、応援協定企業、学校）、県（<u>危機管理局</u>、厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、社団法人富山県トラック協会、相互応援協定自治体） （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ （略） また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の<u>災害時</u>の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。（略） 第1（略） 第2備蓄の実施 1～4（略） 5感染症対策物品の確保 <u>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染染症対策として、マスク、消毒液、パーティション等の、感染症対策資機材の備蓄を進める</u> 6（略） 第3～4（略）	県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	---	--

第 32 節 学校、保育園等の防災対策・防災教育 (略) 第 1 (略) 第 2 防災教育等 1 防災教育の実施 (1) (略) (2) 児童生徒に対する防災教育 校長は、次の事項について、各教科、<u>道徳</u>、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。 (略) ア 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。 イ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。 <u>(追加)</u> 2 ～ 4 (略) 第 3 (略) 第 33～34 節 (略)	第 32 節 学校、保育園等の防災対策・防災教育 (略) 第 1 (略) 第 2 防災教育等 1 防災教育の実施 (1) (略) (2) 児童生徒に対する防災教育 校長は、次の事項について、各教科 <u>(道徳を含む)</u>、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。 (略) ア 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。 イ 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。 ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。 エ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにすること。</u> 2 ～ 4 (略) 第 3 (略) 第 33～34 節 (略)	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	--	---

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部の組織・運営

(略)

発災後の対応（タイムスケジュール）

発災から 1 時間以内	災害対策本部の設置 第 1 回本部会議の開催 関係機関へ防災会議連絡員室への出動を要請
発災から 3 時間以内	第 2 回本部会議の開催
発災から 6 時間以内	災害救助法の適用
発災から 12 時間以内	
発災から 24 時間以内	
発災から 72 時間（3 日）以内	本部組織の見直し再編
発災から 1 週間以内	激甚法の指定

災害対策本部会議の確認協議事項

第 1 回（発災から 1 時間以内）	第 2 回（発災から 3 時間以内）
(略)	(略) ・緊急通行確保路線等障害物の情報収集 (略)

第 1 災害発生時等の活動体制

1 出動体制および基準

(略)

出動基準震度 及び津波警報等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当
震度 3	警戒体制	—	地震情報及び被害状況の把握を主に実施する。	・総務課危機管理室 (略)
震度 4 津波注意報	第 1 次 出動体制	災害警戒本部 第 1		・危機管理室 (略)
(略)				

2 (略)

第 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準

1 災害対策本部等の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、以下の事態が発生した場合、高岡市防災会議の意見を聴いて、本部を設置する。
ただし、高岡市防災会議を招集するいとまがないときは、本部設置後に速やかに高岡市防災会

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部の組織・運営

(略)

発災後の対応（タイムスケジュール）

発災から 1 時間以内	災害対策本部の設置 第 1 回本部会議の開催
発災から 3 時間以内	第 2 回本部会議の開催
発災から 6 時間以内	災害救助法の適用
発災から 12 時間以内	
発災から 24 時間以内	
発災から 72 時間（3 日）以内	本部組織の見直し再編
発災から 1 週間以内	激甚法の指定

災害対策本部会議の確認協議事項

第 1 回（発災から 1 時間以内）	第 2 回（発災から 3 時間以内）
(略)	(略) ・緊急輸送道路等障害物の情報収集 (略)

第 1 災害発生時等の活動体制

1 出動体制および基準

(略)

出動基準震度 及び津波警報等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当
震度 3	警戒体制	—	地震情報及び被害状況の把握を主に実施する。	・危機管理室課 (略)
震度 4 津波注意報	第 1 次 出動体制	災害警戒本部 第 1		・危機管理室課 (略)
(略)				

2 (略)

第 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準

1 災害対策本部等の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。
(略)

現状に合わせた修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

機構改編に伴う修正

現状に合わせた修正

議を招集し、了解を得る。 (略) (2) (略) (3) 警戒態勢 震度3の地震が発生し、被害の発生が推量されるときは、 危機管理室 及び消防本部は警戒態勢をとり、情報収集にあたる。 (4) 災害対策本部の体制 (略) 高岡市災害対策本部員会議 災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 本部事務局 - 総務課危機管理室 - 都市経営課 - 財政課 - 秘書課広報聴室 - 情報政策課 - 総務課 - 人事課 - 都市計画課 - 消防本部警防課 - 教育委員会教育総務課 - 管財契約課 - 農業水産課 - 社会福祉課 - 高齢介護課 - 上下水道局総務課 - 生涯学習・スポーツ課 市長政策部 市長政策部長 総務部 総務部長 産業振興部 産業振興部長 市民生活部 市民生活部長 福祉保健部 福祉保健部長 都市創造部 都市創造部長 消防部 消防長 上下水道部 上下水道事業管理者 教育部 教育長 医療部 市民病院事務局長 協力部 議会事務局局長 監査委員会事務局局長 経理部 会計管理者 本部連絡員（各局主管課長） 災害対策本部長が命じた本部の職員（各担当部課） 医師会、自衛隊、警察、県職員、ライフライン機関等 ※副部長は、各部の理事、次長をもって充てる。 2 (略) 3 災害対策本部等の組織及び運営	機構改編に伴う修正
(2) (略) (3) 警戒態勢 震度3の地震が発生し、被害の発生が推量されるときは、 危機管理課 及び消防本部は警戒態勢をとり、情報収集にあたる。 (4) 災害対策本部の体制 (略) 高岡市災害対策本部員会議 災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 本部事務局 - 危機管理課 - 企画課 - 財政課 - 秘書課広報聴室 - 情報政策課 - 総務課 - 人事課 - 都市計画課 - 消防本部警防課 - 教育委員会教育総務課 - 管財契約課 - 農業水産課 - 社会福祉課 - 高齢介護課 - 上下水道局総務課 - 生涯学習・スポーツ課 未来政策部 未来政策部長 総務部 総務部長 産業振興部 産業振興部長 生活環境文化部 生活環境文化部長 福祉保健部 福祉保健部長 都市創造部 都市創造部長 消防部 消防長 上下水道部 上下水道事業管理者 教育部 教育長 医療部 市民病院事務局長 協力部 議会事務局局長 監査委員会事務局局長 経理部 会計管理者 本部連絡員（各局主管課長） 災害対策本部長が命じた本部の職員（各担当部課） 医師会、自衛隊、警察、県職員、ライフライン機関等 ※副部長は、各部の理事、次長をもって充てる。 2 (略) 3 災害対策本部等の組織及び運営	機構改編に伴う修正

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。 なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、<u>危機管理室</u>、<u>都市経営課</u>、財政課、広報広聴室、総務課、人事課、土木維持課、消防本部警防課、管財契約課、農業水産課、社会福祉課、高齢介護課、都市計画課、上下水道局総務課、生涯学習・スポーツ課を主とし、予め定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。 4～5（略） 第4高岡市防災会議連絡員室の設置 市が災害対策本部を設置したときは、高岡市防災会議は市役所本庁に連絡員室を設置し、関係機関相互の情報伝達を行う。 <u>この場合、関係委員は所属機関から職員を派遣し、連絡員室に駐在させる。</u> 高岡市災害対策本部の電話番号 <table><tr><th>区 別</th><th>災害対策本部設置前</th><th>災害対策本部設置後</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>総務課危機管理室 電 話 0766-20-1229 F A X 0766-20-1549</td><td>本部 電 話 0766-20-1110 F A X 0766-20-1549</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>時間外受付 電 話 0766-20-1482</td><td>県内市町村からの衛星F A X による場合 自局発信番号-80-72-9-2130</td></tr></table> 第5（略） 第6各主体の役割 1 県 ア <u>防災会議連絡員室等</u>への職員の派遣 2 市 ア 災害対策本部の設置・廃止 イ 現地災害対策本部の設置・廃止 ウ 避難所の開設・運営 <u>エ 高岡市防災会議連絡員室の設置</u> オ 総合相談窓口の設置（罹災証明の発行、応急住宅の希望者の受付等） 3 関係機関 ア 防災関係機関における、<u>防災会議連絡員室等</u>への職員の派遣	区 別	災害対策本部設置前	災害対策本部設置後	勤務時間内	総務課危機管理室 電 話 0766-20-1229 F A X 0766-20-1549	本部 電 話 0766-20-1110 F A X 0766-20-1549	勤務時間外	時間外受付 電 話 0766-20-1482	県内市町村からの衛星F A X による場合 自局発信番号-80-72-9-2130	本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。 なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、<u>危機管理課</u>、<u>企画課</u>、財政課、広報広聴室、総務課、人事課、土木維持課、消防本部警防課、管財契約課、農業水産課、社会福祉課、高齢介護課、都市計画課、上下水道局総務課、生涯学習・スポーツ課を主とし、予め定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。 4～5（略） 第4（削除） 第4（略） 第5各主体の役割 1 県 ア <u>災害対策本部</u>への職員の派遣 2 市 ア 災害対策本部の設置・廃止 イ 現地災害対策本部の設置・廃止 ウ 避難所の開設・運営 <u>エ</u> 総合相談窓口の設置（罹災証明の発行、応急住宅の希望者の受付等） 3 関係機関 ア 防災関係機関における、<u>災害対策本部</u>への職員の派遣	機構改編に伴う修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正
区 別	災害対策本部設置前	災害対策本部設置後									
勤務時間内	総務課危機管理室 電 話 0766-20-1229 F A X 0766-20-1549	本部 電 話 0766-20-1110 F A X 0766-20-1549									
勤務時間外	時間外受付 電 話 0766-20-1482	県内市町村からの衛星F A X による場合 自局発信番号-80-72-9-2130									

第 2 節 防災関係機関の相互協力体制		機構改編に伴う修正
【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】 県（総合政策局）、関係機関（災害応援協定締結団体）		
（略）		
＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、追加国、県、近隣の自治体、および遠隔地の災害時相互応援協定締結団体や民間企業・団体との応援協定締結企業等の受援体制を確保する。		
（略）		現状に合わせた修正
第 1 業務の内容		
1 ～ 3 （略）		
4 県が行う応援要請 県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。 また、平成 30 年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則 1 対 1 で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。 （略）		
5 ～ 7 （略）		件地域防災計画の改定に伴う修正
8 受入体制 （1）（略） （2）受入体制の確立 国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。 また、県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。追加 県及び市は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。		
（略）		
（3）応援隊事務室の設置 市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。追加 （略）		

第 2 節 防災関係機関の相互協力体制		機構改編に伴う修正
【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】 県（危機管理局）、関係機関（災害応援協定締結団体）		
（略）		
＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、高岡市災害時受援計画に基づき、国、県、近隣の自治体、および遠隔地の災害時相互応援協定締結団体や民間企業・団体との応援協定締結企業等の受援体制を確保する。		
（略）		現状に合わせた修正
第 1 業務の内容		
1 ～ 3 （略）		
4 県が行う応援要請 県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。 また、平成 30 年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「応急対策職員派遣制度」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則 1 対 1 で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。 （略）		
5 ～ 7 （略）		件地域防災計画の改定に伴う修正
8 受入体制 （1）（略） （2）受入体制の確立 国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。 また、県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 県及び市は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。		
（略）		
（3）応援隊事務室の設置 市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。		

(4)～(7)（略） 9（略） 第2（略） 第3節 自衛隊派遣の要請・受入体制 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】県（総合政策局）、関係機関（陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊） (略) 第1 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等 1（略） 2 県の連絡窓口 <table><tr><td>災害派遣担当窓口</td><td>県総合政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災担当</td></tr><tr><td>住所</td><td>930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁本館 2 階</td></tr><tr><td>NTT 回線</td><td>TEL 076-431-4111（代表） 076-444-3187（直通） FAX 076-444-3489</td></tr><tr><td>県防災行政無線</td><td>8-80-11-3363</td></tr></table> 3～6（略） 第2（略） 第4節 災害情報の収集・伝達 【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】県（総合政策局）、関係機関（防災関係機関、ライフライン機関、報道機関） (略)	災害派遣担当窓口	県総合政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災担当	住所	930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁本館 2 階	NTT 回線	TEL 076-431-4111（代表） 076-444-3187（直通） FAX 076-444-3489	県防災行政無線	8-80-11-3363	(略) (4)～(7)（略） 9（略） 第2（略） 第3節 自衛隊派遣の要請・受入体制 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】県（危機管理局）、関係機関（陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊） (略) 第1 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等 1（略） 2 県の連絡窓口 <table><tr><td>災害派遣担当窓口</td><td>県総合政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災担当</td></tr><tr><td>住所</td><td>930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁本館 2 階</td></tr><tr><td>NTT 回線</td><td>TEL 076-431-4111（代表） 076-444-3187（直通） FAX 076-444-3489</td></tr><tr><td>県防災行政無線</td><td>8-80-11-3363</td></tr></table> 3～6（略） 第2（略） 第4節 災害情報の収集・伝達 【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】県（危機管理局）、関係機関（防災関係機関、ライフライン機関、報道機関） (略)	災害派遣担当窓口	県総合政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災担当	住所	930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁本館 2 階	NTT 回線	TEL 076-431-4111（代表） 076-444-3187（直通） FAX 076-444-3489	県防災行政無線	8-80-11-3363	機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正
災害派遣担当窓口	県総合政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災担当																	
住所	930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁本館 2 階																	
NTT 回線	TEL 076-431-4111（代表） 076-444-3187（直通） FAX 076-444-3489																	
県防災行政無線	8-80-11-3363																	
災害派遣担当窓口	県総合政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災担当																	
住所	930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁本館 2 階																	
NTT 回線	TEL 076-431-4111（代表） 076-444-3187（直通） FAX 076-444-3489																	
県防災行政無線	8-80-11-3363																	

発災後の対応（タイムスケジュール）		
発災から 1 時間以内	（略）	
発災から 3 時間以内	市管理施設（道路・河川・砂防）状況の把握（以後、随時） <u>緊急通行確保路線</u> 等の障害物情報の収集（以後、随時） 鉄道の被災状況の把握（以後、随時） 工業用水道施設の被災状況の把握（以後、随時） 文化財の被災状況の把握（以後、随時） 被害状況の発表（以後、随時） ライフラインに関する情報の提供（以後、随時） 交通に関する情報の提供（以後、随時） 避難所に関する情報の提供（以後、随時） 医療機関に関する情報の提供（以後、随時） 市民等の安否に関する情報の提供（以後、随時）	
発災から 6 時間以内	（略）	
発災から 12 時間以内	（略）	
発災から 24 時間以内	（略）	
発災から 72 時間（3 日）以内	（略）	
発災から 1 週間以内	（略）	
第 1 （略）		
第 2 被害情報等の収集担当		
市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。		
被 害 項 目	担 当 部 班	備 考（部局名）
人的・家屋被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
社会福祉施設被害	福祉保健部	福祉保健部
医療施設被害	福祉保健部、医療部、消防部	福祉保健部、市民病院、消防本部
商業・工業被害	産業振興部	産業振興部
農業・水産・林業被害	産業振興部	産業振興部
公共土木施設被害	都市創造部	都市創造部
電力施設被害	産業振興部	産業振興部
ガス施設被害	<u>市民生活部</u>	<u>市民生活部</u>
上水道施設被害	上下水道部	上下水道局
通信施設被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
鉄道施設被害	<u>市長政策部</u>	<u>市長政策部</u>
市有建築物被害	各施設管理部局	－
第 3 ～ 5 （略）		
第 5 節 地震・津波情報等の伝達		
【市災害対策本部】本部事務局、消防部		

発災後の対応（タイムスケジュール）		
発災から 1 時間以内	（略）	
発災から 3 時間以内	市管理施設（道路・河川・砂防）状況の把握（以後、随時） <u>緊急輸送道路</u> 等の障害物情報の収集（以後、随時） 鉄道の被災状況の把握（以後、随時） 工業用水道施設の被災状況の把握（以後、随時） 文化財の被災状況の把握（以後、随時） 被害状況の発表（以後、随時） ライフラインに関する情報の提供（以後、随時） 交通に関する情報の提供（以後、随時） 避難所に関する情報の提供（以後、随時） 医療機関に関する情報の提供（以後、随時） 市民等の安否に関する情報の提供（以後、随時）	
発災から 6 時間以内	（略）	
発災から 12 時間以内	（略）	
発災から 24 時間以内	（略）	
発災から 72 時間（3 日）以内	（略）	
発災から 1 週間以内	（略）	
第 1 （略）		
第 2 被害情報等の収集担当		
市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。		
被 害 項 目	担 当 部 班	備 考（部局名）
人的・家屋被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
社会福祉施設被害	福祉保健部	福祉保健部
医療施設被害	福祉保健部、医療部、消防部	福祉保健部、市民病院、消防本部
商業・工業被害	産業振興部	産業振興部
農業・水産・林業被害	産業振興部	産業振興部
公共土木施設被害	都市創造部	都市創造部
電力施設被害	産業振興部	産業振興部
ガス施設被害	<u>生活環境文化部</u>	<u>生活環境文化部</u>
上水道施設被害	上下水道部	上下水道局
通信施設被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
鉄道施設被害	<u>未来政策部</u>	<u>未来政策部</u>
市有建築物被害	各施設管理部局	－
第 3 ～ 5 （略）		
第 5 節 地震・津波情報等の伝達		
【市災害対策本部】本部事務局、消防部		

県地域防災計画の改訂に伴う修正

機構改編に伴う修正

【関係機関】

県（[総合政策局](#)）、関係機関（富山地方気象台、西日本電信電話株式会社、報道機関）

（略）

第 1 地震に関する情報

（略）

1 地震動警報・予報（緊急地震速報）

区 分	内 容	名 称
地震動警報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」
地震動予報	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

2 地震情報

種類	発表基準	内容
（略）		
震源に関する情報	・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
（略）		

第 2 ～ 3 （略）

第 4 災害情報の伝達

1 津波に関する本市への情報の伝達

（略）

【関係機関】

県（[危機管理局](#)）、関係機関（富山地方気象台、西日本電信電話株式会社、報道機関）

（略）

第 1 地震に関する情報

（略）

1 地震動警報・予報（緊急地震速報）

区 分	内 容	名 称
地震動警報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」
地震動予報	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」

2 地震情報

種類	発表基準	内容
（略）		
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
（略）		

第 2 ～ 3 （略）

第 4 災害情報の伝達

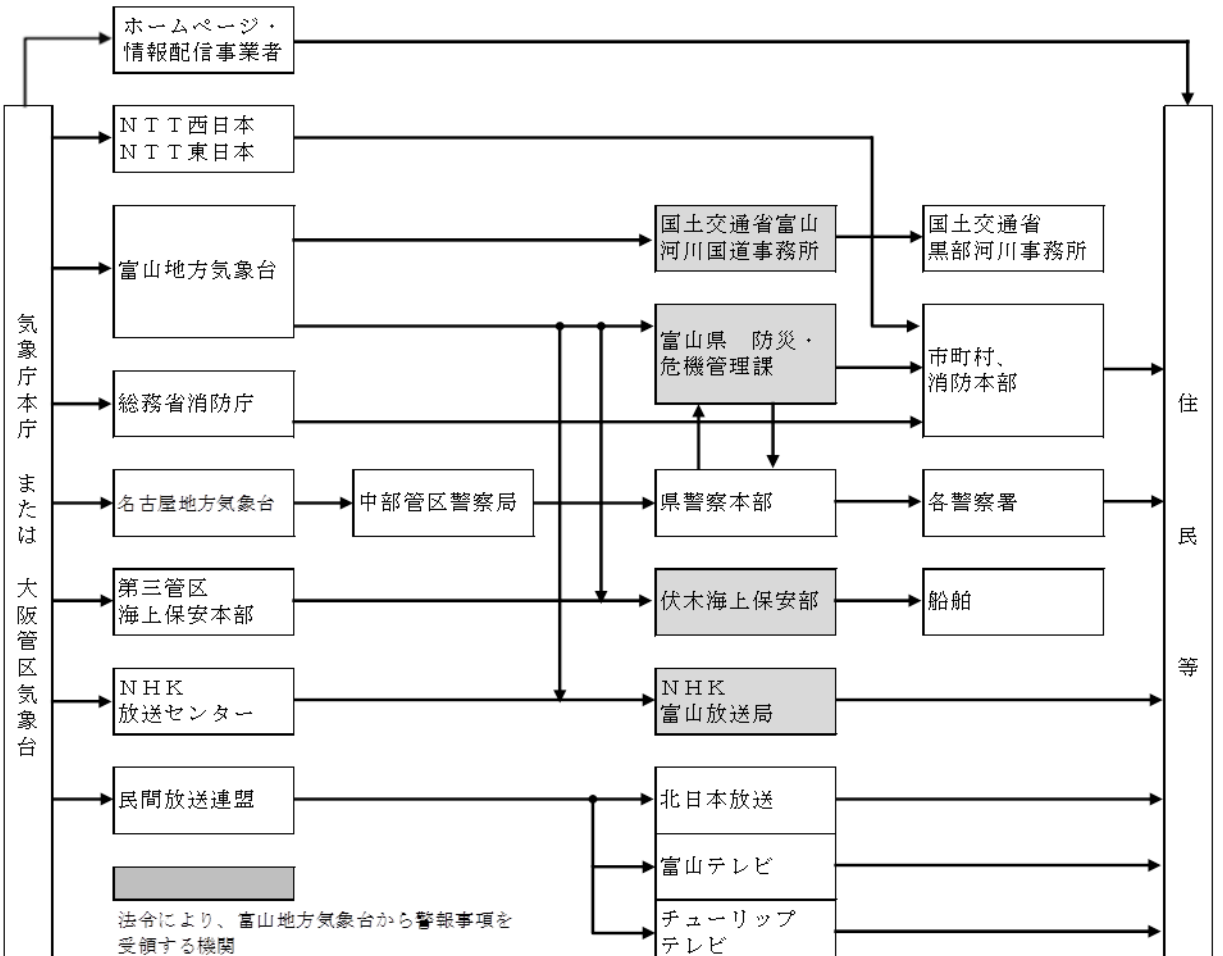
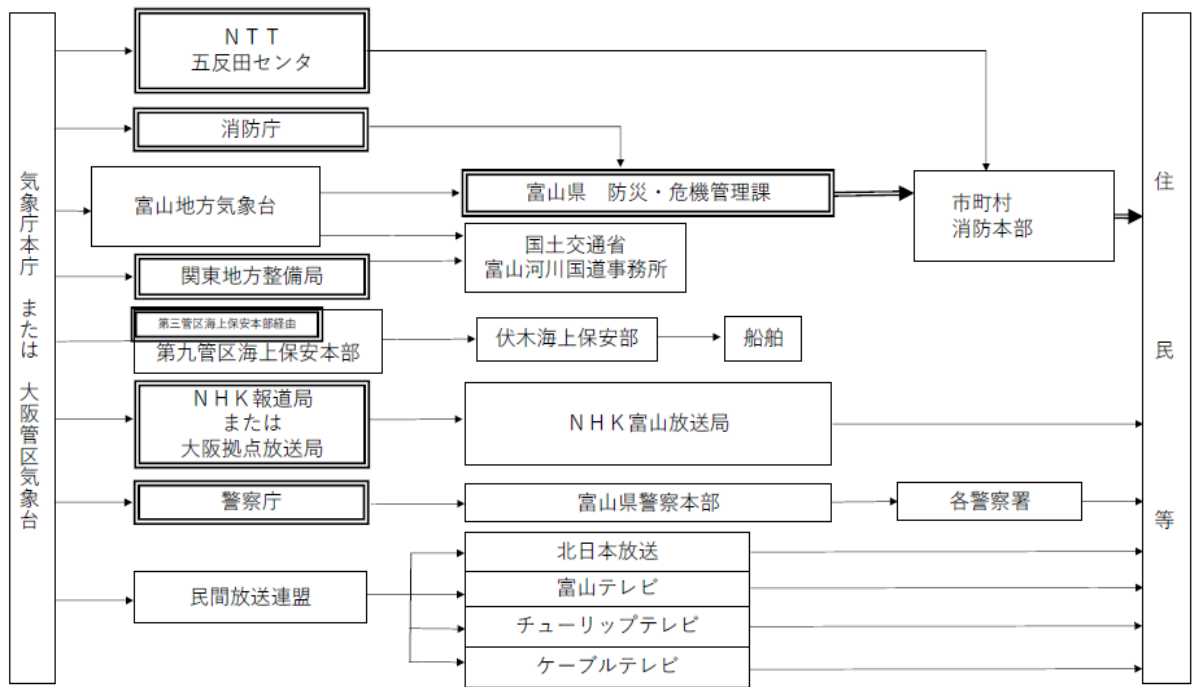
1 津波に関する本市への情報の伝達

（略）

機構改編に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

津波警報等伝達系統図（気象庁から高岡市）  気象庁本庁 または 大阪管区気象台 ホームページ・ 情報配信事業者 NTT西日本 NTT東日本 富山地方気象台 国土交通省富山 河川国道事務所 国土交通省 黒部河川事務所 富山県 防災・ 危機管理課 市町村、 消防本部 住 民 等 総務省消防庁 名古屋地方気象台 中部管区警察局 県警察本部 各警察署 第三管区 海上保安本部 伏木海上保安部 船舶 NHK 放送センター NHK 富山放送局 民間放送連盟 北日本放送 富山テレビ チューリップ テレビ 法令により、富山地方気象台から警報事項を 受領する機関	津波警報等伝達系統図（気象庁から高岡市）  気象庁本庁 または 大阪管区気象台 NTT 五反田センタ 消防庁 富山地方気象台 富山県 防災・危機管理課 市町村 消防本部 住 民 等 関東地方整備局 国土交通省 富山河川国道事務所 第三管区海上保安本部経由 第九管区海上保安本部 伏木海上保安部 船舶 NHK報道局 または 大阪拠点放送局 NHK富山放送局 警察庁 富山県警察本部 各警察署 民間放送連盟 北日本放送 富山テレビ チューリップテレビ ケーブルテレビ	県地域防災計画の改訂に伴う修正
2 地震に関する情報の伝達 地震に関する情報の伝達は、津波に関する情報の伝達に準じて実施する。 ア （略） イ 放送機関は、<u>富山地方気象台等</u>から地震に関する情報の連絡を受けたときは、直ちに放送を行う。 ウ （略） 3 災害情報の伝達方法 （略） ア～イ （略） ウ NHK富山放送局は、<u>NHK放送センター又は富山地方気象台</u>から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。（略） エ 県警本部は、<u>中部管区警察局等</u>から通知があったときは、警察専用通信施設により、警察署、交番等に伝達するものとし、あわせて市町村にも通知する。 オ 伏木海上保安部は、（第三管区海上保安部経由）<u>第九管区海上保安部又は富山地方気象台等</u>か	2 地震に関する情報の伝達 地震に関する情報の伝達は、津波に関する情報の伝達に準じて実施する。 ア （略） イ 放送機関は、<u>民間放送連盟</u>から地震に関する情報の連絡を受けたときは、直ちに放送を行う。 ウ （略） 3 災害情報の伝達方法 （略） ア～イ （略） ウ NHK富山放送局は、<u>NHK報道局</u>から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。（略） エ 県警本部は、<u>警察庁</u>から通知があったときは、警察専用通信施設により、警察署、交番等に伝達するものとし、あわせて市町村にも通知する。 オ 伏木海上保安部は、（第三管区海上保安部経由）<u>第九管区海上保安部</u>から通知があった時は、	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正

ら通知があった時は、 <u>無線設備又は</u> 巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。 カ～キ （略）			巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。 カ～キ （略）			機構改編伴う修正
〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉			〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉			
伝達先・伝達手段		市担当部署	伝達先・伝達手段		市担当部署	
① 同報系防災行政無線 （J-ALERT）		<u>総務課(危機管理室)</u> （自動放送）	⑤ 同報系防災行政無線 （J-ALERT）		<u>危機管理課</u> （自動放送）	
② 広報車	広報車	秘書課（広報広聴室）	⑥ 広報車	広報車	秘書課（広報広聴室）	
	その他の車両	管財契約課		その他の車両	管財契約課	
③警察、消防	高岡警察署 射水警察署	地域安全課	③警察、消防	高岡警察署 射水警察署	地域安全課	
	消防団	消防本部警防課		消防団	消防本部警防課	
③ 自主防災組織、自治会等	自主防災会（携帯電話等）	<u>総務課(危機管理室)</u> 共創 まちづくり課	⑦ 自主防災組織、自治会等	自主防災会（携帯電話等）	<u>危機管理課</u> 共創まちづくり課	
	自治会（携帯電話等）	<u>総務課(危機管理室)</u> 共創まちづくり課		自治会（携帯電話等）	<u>危機管理課</u> 共創まちづくり課	
④ 福祉関係者	社会福祉協議会	社会福祉課	⑧ 福祉関係者	社会福祉協議会	社会福祉課	
	地区民生委員	社会福祉課		地区民生委員	社会福祉課	
	児童福祉施設等	子ども・子育て課		児童福祉施設等	子ども・子育て課	
	老人福祉施設等	高齢介護課		老人福祉施設等	高齢介護課	
	障害者福祉施設	社会福祉課		障害者福祉施設	社会福祉課	
⑥避難施設	市指定避難施設	各施設管理者	⑥避難施設	市指定避難施設	各施設管理者	
⑦インターネット	H P、携帯H P、ツイッター等	秘書課（広報広聴室） <u>総務課(危機管理室)</u>	⑦インターネット	H P、携帯H P、ツイッター等	秘書課（広報広聴室） <u>危機管理課</u>	
⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	秘書課（広報広聴室）	⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	秘書課（広報広聴室）	
	ラジオ局	秘書課（広報広聴室）		ラジオ局	秘書課（広報広聴室）	
⑨その他	防災情報メール、緊急速報メール、Lアラート、一斉 FAX 登録者（要配慮者施設）	<u>総務課(危機管理室)</u>	⑨その他	防災情報メール、緊急速報メール、Lアラート、一斉 FAX 登録者（要配慮者施設）	<u>危機管理課</u>	
⑩市町村関係機関	小中学校	教育委員会総務課	⑩市町村関係機関	小中学校	教育委員会総務課	
	支所、地区連絡センター	共創まちづくり課		支所、地区連絡センター	共創まちづくり課	
⑪県等関係機関	県防災・危機管理課	<u>総務課(危機管理室)</u>	⑪県等関係機関	県防災・危機管理課	<u>危機管理課</u>	
	県土木センター	<u>総務課(危機管理室)</u> 土木維持課		県土木センター	<u>危機管理課</u> 土木維持課	
⑫市職員への伝達	職員参集システム	人事課 <u>総務課(危機管理室)</u>	⑫市職員への伝達	職員参集システム	人事課 <u>危機管理課</u>	
第 5 ～ 7 （略）			第 5 ～ 7 （略）			

第 6 節通信の確保 【市災害対策本部】本部事務局、消防部、都市創造部 【関係機関】 県（総合政策局、経営管理部）、関係機関（北陸総合通信局、通信事業者等） (略) 第 1 ～ 2（略）	第 6 節通信の確保 【市災害対策本部】本部事務局、消防部、都市創造部 【関係機関】 県（危機管理局、経営管理部）、関係機関（北陸総合通信局、通信事業者等） (略) 第 1 ～ 2（略）	機構改編に伴う修正
第 7 節広報・広聴活動 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】市民、事業所・企業、県（総合政策局）、関係機関（ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関） (略) 第 1 ～ 2（略）	第 7 節広報・広聴活動 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局）、関係機関（ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関） (略) 第 1 ～ 2（略）	機構改編に伴う修正
第 8 節（略）	第 8 節（略）	
第 9 節住民等避難対策 【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】市民、県（総合政策局） (略) 第 1 避難指示の発令 1 ～ 3（略） 4 避難者の誘導、救助 市は、避難指示の発令後、地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、予め指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所へ移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 （追加） 避難誘導は、市、警察、防災組織、自主防災組織等が当たり、要配慮者の避難を優先して行う。また、住民は相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。	第 9 節住民等避難対策 【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】市民、県（危機管理局） (略) 第 1 避難指示の発令 1 ～ 3（略） 4 避難者の誘導、救助 市は、避難指示の発令後、地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、予め指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 なお、避難指示は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。 避難誘導は、市、警察、防災組織、自主防災組織等が当たり、要配慮者の避難を優先して行う。また、住民は相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。	機構改編に伴う修正
		県地域防災計画の改訂に伴う修正

第 2 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 3 その他の対策		
1 ～ 2 （略） <u>（追加）</u>		
第 4 （略）		
第 10 節 津波避難対策		
【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】市民、事業所・企業等（バス・タクシー事業者、旅客航路事業者、漁業組合、海岸付近に存する施設管理者、津波避難ビルの施設管理者）、県（ <u>総合政策局</u> ）、関係機関（海上保安庁） （略）		機構改編に伴う修正
第 1 ～ 3 （略）		
1 ～ 3 （略）		
第 4 避難誘導		
1 （略）		
2 学校、社会福祉施設等の避難 （1）（略） （2） 避難誘導活動 避難にあたっては、以下の事項を踏まえて安全に避難誘導する。また、避難誘導活動を円滑に進めるため、 <u>市職員（厚生部現地班）</u> 、自主防災組織、ボランティアの協力を得る。 ア～イ （略）		
第 2 （略）		

第 2 （略）		
第 3 その他の対策		
1 ～ 2 （略） <u>3 広域避難</u> 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。		
第 4 （略）		
第 10 節 津波避難対策		
【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】市民、事業所・企業等（バス・タクシー事業者、旅客航路事業者、漁業組合、海岸付近に存する施設管理者、津波避難ビルの施設管理者）、県（ <u>危機管理局</u> ）、関係機関（海上保安庁） （略）		
第 1 ～ 3 （略）		
1 ～ 3 （略）		
第 4 避難誘導		
1 （略）		
2 学校、社会福祉施設等の避難 （1）（略） （2） 避難誘導活動 避難にあたっては、以下の事項を踏まえて安全に避難誘導する。また、避難誘導活動を円滑に進めるため、 <u>市職員</u> 、自主防災組織、ボランティアの協力を得る。 ア～イ （略）		
第 2 （略）		

(3) (略) 3～4 (略) 第5～7 (略)	(3) (略) 3～4 (略) 第5～7 (略)	
第11節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営	第11節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営	
【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部、教育部 【関係機関】県（総合政策局、生活環境文化部、厚生部）、関係機関（県・市社会福祉協議会、県災害救援ボランティア本部、市災害救援ボランティア本部、日本赤十字社、医師会）	【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部、教育部 【関係機関】県（危機管理局、生活環境文化部、厚生部）、関係機関（県・市社会福祉協議会、県災害救援ボランティア本部、市災害救援ボランティア本部、日本赤十字社、医師会）	機構改編に伴う修正
(略)	(略)	
第1 業務の内容	第1 業務の内容	
(略)	(略)	
1 避難所の開設	1 避難所の開設	
(追加)	市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする	県地域防災計画の改訂に伴う修正
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)	
(追加)	(7) 避難所が不足する場合の措置	
	市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。	
	(8) 避難の円滑化	
	市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。	
2 (略)	2 (略)	
3 管理・運営体制	3 管理・運営体制	
(略)	(略)	
市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (追加)	市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	県地域防災計画の改訂に伴う修正

(1)～(3) （略） (4) 災害対策本部への情報の提供 <u>避難所開設担当者</u>は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。 (略) 4 （略） 5 要配慮者への配慮 (1) 避難所での配慮 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、<u>(追加)</u>入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 6 男女ニーズの違いへの配慮 ア～イ （略） ウ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に心がける。 ・男女別トイレ ・女性専用の物干し場 ・更衣室 ・授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布 <u>(追加)</u> ・避難所における安全性の確保など <u>(追加)</u> 7 （略） 第 2 （略） 第 12 節 避難所等における防疫保健衛生対策 【市災害対策本部】<u>市民生活部</u>、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（公益社団法人日本食品衛生協会、県栄養士会、防疫薬品業界団体）	<u>市は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアル」に基づき、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> (1)～(3) （略） (4) 災害対策本部への情報の提供 <u>避難所運営要員</u>は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。 (略) 4 （略） 5 要配慮者への配慮 (1) 避難所での配慮 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、<u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 6 男女ニーズの違いへの配慮 ア～イ （略） ウ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に心がける。 ・男女別トイレ ・女性専用の物干し場 ・更衣室 ・授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布 <u>・男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布</u> ・避難所における安全性の確保など <u>エ 性暴力・ＤＶの発生防止の徹底</u> <u>・照明の増設</u> <u>・性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターの掲載</u> <u>・警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める</u> 7 （略） 第 2 （略） 第 12 節 避難所等における防疫保健衛生対策 【市災害対策本部】<u>生活環境文化部</u>、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（公益社団法人日本食品衛生協会、県栄養士会、防疫薬品業界団体）	県地域防災計画の改訂に伴う修正
		現状に合わせた修正
		県地域防災計画の改訂に伴う修正
		県地域防災計画の改訂に伴う修正
		機構改編に伴う修正

(略) <対策の方針（達成目標）> 市及び県は、災害時における避難所、被災地区、ならびに仮設住宅の保健衛生対策や消毒及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視や食事に関する栄養指導、及び生活不活発病の防止など被災地区住民の健康保持を図る。<u>(追加)</u> (略) 第 1 業務の内容 1 (略) 2 防疫対策 (1)～(3) (略) (4) 感染症発生時の対策 ア～ウ (略) エ 市は、避難所等において <u>(追加)</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 3～7 (略) 第 2 (略) 第 13 節 入浴サービスの提供 【市災害対策本部】福祉保健部 【関係機関】事業所・企業（社会福祉施設等）、県（<u>総合政策局</u>、厚生部）、関係機関（自衛隊、公衆浴場組合、旅館組合） (略) 第 1～2 (略) 第 14 節 トイレ利用対策 【市災害対策本部】<u>市民生活部</u> 【関係機関】事業所・企業、県（<u>総合政策局</u>、厚生部）、関係機関（支援協定団体） (略) 第 1～2 (略) 第 15 節 ペットの保護対策	(略) <対策の方針（達成目標）> 市及び県は、災害時における避難所、被災地区、ならびに仮設住宅の保健衛生対策や消毒及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視や食事に関する栄養指導、及び生活不活発病の防止など被災地区住民の健康保持を図る。<u>また、市は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアル」に基づき、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> (略) 第 1 業務の内容 1 (略) 2 防疫対策 (1)～(3) (略) (4) 感染症発生時の対策 ア～ウ (略) エ 市は、避難所等において <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 3～7 (略) 第 2 (略) 第 13 節 入浴サービスの提供 【市災害対策本部】福祉保健部 【関係機関】事業所・企業（社会福祉施設等）、県（<u>危機管理局</u>、厚生部）、関係機関（自衛隊、公衆浴場組合、旅館組合） (略) 第 1～2 (略) 第 14 節 トイレ利用対策 【市災害対策本部】<u>生活環境文化部</u> 【関係機関】事業所・企業、県（<u>危機管理局</u>、厚生部）、関係機関（支援協定団体） (略) 第 1～2 (略) 第 15 節 ペットの保護対策	県地域防災計画の改訂に伴う修正
		県地域防災計画の改訂に伴う修正
		機構改編に伴う修正
		機構改編に伴う修正
		機構改編に伴う修正

【市災害対策本部】市民生活部 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（公益社団法人富山県獣医師会、動物愛護団体） （略） 第 1 ～ 2 （略）	【市災害対策本部】生活環境文化部 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（公益社団法人富山県獣医師会、動物愛護団体） （略） 第 1 ～ 2 （略）	機構改編に伴う修正
第 16 節 車中泊など避難所外避難者への支援 【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部 【関係機関】県（総合政策局） （略） 第 1 業務の内容 1 市の内容 (1) ～ (2) （略） (3) エコノミークラス症候群の予防 近年発生した大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどからエコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、(追加) 下記を避難者に呼びかける。 （略） (4) 排気ガス車内充満の予防 第 2 （略）	第 16 節 車中泊など避難所外避難者への支援 【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部 【関係機関】県（危機管理局） （略） 第 1 業務の内容 1 市の内容 (1) ～ (2) （略） (3) エコノミークラス症候群の予防 近年発生した大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどからエコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、チラシの配布等の方法により、 下記を避難者に呼びかける。 （略） (4) 排気ガス車内充満の予防 第 2 （略）	機構改編に伴う修正
第 17 節 要配慮者の支援対策 【市災害対策本部】市長政策部、福祉保健部 【関係機関】 市民、消防署、消防団、事業所・企業、県（生活環境文化部、観光・交通・地域振興局、厚生部）、関係機関（NPO、ボランティア団体等、外国人関係団体、福祉サービス提供者） （略） 第 1 業務の内容 1 （略） 2 避難誘導対策 ア （略） イ 避難誘導体制 災害時要援護者避難支援計画 (追加) に基づき、防災組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要支援者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導及び安否確認を行う。 ウ 名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援	第 17 節 要配慮者の支援対策 【市災害対策本部】未来政策部、福祉保健部 【関係機関】 市民、消防署、消防団、事業所・企業、県（生活環境文化部、観光・交通・地域振興局、厚生部）、関係機関（NPO、ボランティア団体等、外国人関係団体、福祉サービス提供者） 略） 第 1 業務の内容 1 （略） 2 避難誘導対策 ア （略） イ 避難誘導体制 災害時要援護者避難支援計画、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 に基づき、防災組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要支援者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導及び安否確認を行う。 ウ 名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援	軽微な修正
		機構改編に伴う修正
		県地域防災計画の改訂に伴う修正

(略) ただし、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿を提供することが適切かを判断するよう留意する。 避難誘導体制 (追加)	(略) ただし、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿を提供することが適切かを判断するよう留意する。 エ 福祉避難所への直接避難 市は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。	県地域防災計画の改訂に伴う修正
3 ～ 7 (略) 第 2 (略)	3 ～ 7 (略) 第 2 (略)	
第 18 節 心のケア対策	第 18 節 心のケア対策	
(略) 第 1 市の業務の内容 1 精神保健活動 (追加) 総括する班の設置 (略) 2 ～ 9 (略) 第 2 ～ 3 (略)	(略) 第 1 市の業務の内容 1 精神保健活動 を 総括する班の設置 (略) 2 ～ 9 (略) 第 2 ～ 3 (略)	記載の適正化
第 19 節 救急・救助活動	第 19 節 救急・救助活動	
【市災害対策本部】消防部 【関係機関】県 (総合政策局 、厚生部、警察本部)、関係機関（緊急消防援助隊、高岡市医師会、医療機関、日本赤十字社富山県支部、医療機材業者、自衛隊）	【市災害対策本部】消防部 【関係機関】県 (危機管理局 、厚生部、警察本部)、関係機関（緊急消防援助隊、高岡市医師会、医療機関、日本赤十字社富山県支部、医療機材業者、自衛隊）	機構改編に伴う修正
(略) 第 1 業務の内容 1 ～ 6 (略) (追加)	(略) 第 1 業務の内容 1 ～ 6 (略) 7 感染症対策 積災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 2 (略)	第 2 (略)	
第 20 節 医療救護活動	第 20 節 医療救護活動	
(略) 第 1 業務の内容 1 ～ 4 (略)	(略) 第 1 業務の内容 1 ～ 4 (略)	

5 医療救護体制 (1) 救護所での医療救護 救護所は、収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置を行う。 ア 救護所の開設、医療の開始 (ア) 地震が発生したときは、<u>市災対避難・救護部地区活動班</u>及び医師会は、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療対策班の職務 医療対策班は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。 (ア)～(イ) (略) (ウ) <u>救護本部</u>及び救護病院との連絡調整 (エ)～(カ) (略) オ (略) (2) (略) 6～13 (略) 第 2 (略) 第 21 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策 (略) 発災後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>発災から 3 時間以内</td><td>被災概要調査（障害物情報収集）</td></tr><tr><td>発災から 6 時間以内</td><td><u>緊急通行確保路線</u>の障害物除去</td></tr><tr><td>発災から 24 時間以内</td><td>その他路線の障害物除去 応急復旧（<u>緊急通行確保路線</u>の確保）</td></tr><tr><td>発災から 1 箇月以内</td><td>公共土木施設災害復旧事業に着手（3 年以内に完了）</td></tr></table> 第 1～2 (略) 第 22 節 (略) 第 23 節 道路・河川における障害物除去 【市災害対策本部】<u>市民生活部</u>、都市創造部 【関係機関】北陸地方整備局、県（土木部）、関係機関（中日本高速道路株式会社、応援協定先企業団体） (略)	発災から 3 時間以内	被災概要調査（障害物情報収集）	発災から 6 時間以内	<u>緊急通行確保路線</u> の障害物除去	発災から 24 時間以内	その他路線の障害物除去 応急復旧（ <u>緊急通行確保路線</u> の確保）	発災から 1 箇月以内	公共土木施設災害復旧事業に着手（3 年以内に完了）	5 医療救護体制 (1) 救護所での医療救護 救護所は、収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置を行う。 ア 救護所の開設、医療の開始 (ア) 地震が発生したときは、<u>市</u>及び医師会は、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療対策班の職務 医療対策班は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。 (ア)～(イ) (略) (ウ) <u>医療対策本部</u>及び救護病院との連絡調整 (エ)～(カ) (略) オ (略) (4) (略) 6～13 (略) 第 2 (略) 第 21 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策 (略) 発災後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>発災から 3 時間以内</td><td>被災概要調査（障害物情報収集）</td></tr><tr><td>発災から 6 時間以内</td><td><u>緊急輸送道路</u>の障害物除去</td></tr><tr><td>発災から 24 時間以内</td><td>その他路線の障害物除去 応急復旧（<u>緊急輸送道路</u>の確保）</td></tr><tr><td>発災から 1 箇月以内</td><td>公共土木施設災害復旧事業に着手（3 年以内に完了）</td></tr></table> 第 1～2 (略) 第 22 節 (略) 第 23 節 道路・河川における障害物除去 【市災害対策本部】<u>生活環境文化部</u>、都市創造部 【関係機関】北陸地方整備局、県（土木部）、関係機関（中日本高速道路株式会社、応援協定先企業団体） (略)	発災から 3 時間以内	被災概要調査（障害物情報収集）	発災から 6 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物除去	発災から 24 時間以内	その他路線の障害物除去 応急復旧（ <u>緊急輸送道路</u> の確保）	発災から 1 箇月以内	公共土木施設災害復旧事業に着手（3 年以内に完了）	現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正
発災から 3 時間以内	被災概要調査（障害物情報収集）																	
発災から 6 時間以内	<u>緊急通行確保路線</u> の障害物除去																	
発災から 24 時間以内	その他路線の障害物除去 応急復旧（ <u>緊急通行確保路線</u> の確保）																	
発災から 1 箇月以内	公共土木施設災害復旧事業に着手（3 年以内に完了）																	
発災から 3 時間以内	被災概要調査（障害物情報収集）																	
発災から 6 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物除去																	
発災から 24 時間以内	その他路線の障害物除去 応急復旧（ <u>緊急輸送道路</u> の確保）																	
発災から 1 箇月以内	公共土木施設災害復旧事業に着手（3 年以内に完了）																	

<対策の方針（達成目標）> 市及び県は、地震等の災害により発生した落石や流木、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する<u>緊急通行確保路線</u>を確保する。 <u>緊急通行確保路線</u>の確保は、発災から 24 時間以内に行うものとする。		<対策の方針（達成目標）> 市及び県は、地震等の災害により発生した落石や流木、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する<u>緊急輸送道路</u>を確保する。 <u>緊急輸送道路</u>の確保は、発災から 24 時間以内に行うものとする。		県地域防災計画の改訂に伴う修正											
発災後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>発災から 3 時間以内</td><td><u>緊急通行確保路線</u>の障害物情報収集</td></tr><tr><td>発災から 6 時間以内</td><td><u>緊急通行確保路線</u>の障害物除去</td></tr><tr><td>発災から 24 時間以内</td><td>その他障害物除去 <u>緊急通行確保路線</u>の確保</td></tr></table>		発災から 3 時間以内	<u>緊急通行確保路線</u> の障害物情報収集		発災から 6 時間以内	<u>緊急通行確保路線</u> の障害物除去	発災から 24 時間以内	その他障害物除去 <u>緊急通行確保路線</u> の確保	発災後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>発災から 3 時間以内</td><td><u>緊急輸送道路</u>の障害物情報収集</td></tr><tr><td>発災から 6 時間以内</td><td><u>緊急輸送道路</u>の障害物除去</td></tr><tr><td>発災から 24 時間以内</td><td>その他障害物除去 <u>緊急輸送道路</u>の確保</td></tr></table>		発災から 3 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物情報収集	発災から 6 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物除去	発災から 24 時間以内
発災から 3 時間以内	<u>緊急通行確保路線</u> の障害物情報収集														
発災から 6 時間以内	<u>緊急通行確保路線</u> の障害物除去														
発災から 24 時間以内	その他障害物除去 <u>緊急通行確保路線</u> の確保														
発災から 3 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物情報収集														
発災から 6 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物除去														
発災から 24 時間以内	その他障害物除去 <u>緊急輸送道路</u> の確保														
第 1 業務の内容 1 ～ 3 （略） 4 障害物処理の実施 (1) 道路関係障害物の除去 ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する<u>緊急通行確保路線</u>をの除去活動を優先して実施する。 イ （略） (2) ～ (3) （略） 5 ～ 7 （略）		第 1 業務の内容 1 ～ 3 （略） 4 障害物処理の実施 (1) 道路関係障害物の除去 ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する<u>緊急輸送道路</u>をの除去活動を優先して実施する。 イ （略） (2) ～ (3) （略） 5 ～ 7 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正											
第 2 各主体の役割 1 （略） 2 関係機関 (1) 道路管理者 ア （略） イ <u>緊急通行確保路線</u>の指定路線における優先的な障害物の除去 ウ～エ （略） (2) （略）		第 2 各主体の役割 1 （略） 2 関係機関 (1) 道路管理者 ア （略） イ <u>緊急輸送道路</u>の指定路線における優先的な障害物の除去 ウ～エ （略） (2) （略）													
(修正した節のみ記載)		県地域防災計画の改訂に伴う修正													

第 24～25 節 （略）		機構改編に伴う修正
第 26 節 海上における災害応急対策		
【市災害対策本部】産業振興部、消防部 【関係機関】県（ 総合政策局 、農林水産部、土木部）、関係機関（伏木海上保安部、自衛隊） （略）		
第 1 （略）		
第 27～31 節 （略）		
第 32 節 応急住宅対策		
略）		
第 1 ～ 4 （略）		
第 5 その他の対策		
1 ～ 2 （追加）		
第 6 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 33 節 罹災証明書発行対策		
【市災害対策本部】総務部、 市民生活部 、消防部 【関係機関】市民、事業所・企業 （略）		
第 1 ～ 2 （略）		
第 34 節 鉄道等の応急対策		
【市災害対策本部】本部事務局、 市長政策部 【関係機関】関係機関（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社） （略）		
第 1 災害時の初動体制		
1 各運行主体の責任者 高岡市防災会議連絡員室 が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情		
第 24～25 節 （略）		
第 26 節 海上における災害応急対策		
【市災害対策本部】産業振興部、消防部 【関係機関】県（ 危機管理局 、農林水産部、土木部）、関係機関（伏木海上保安部、自衛隊） （略）		
第 1 （略）		
第 27～31 節 （略）		
第 32 節 応急住宅対策		
略）		
第 1 ～ 4 （略）		
第 5 その他の対策		
1 ～ 2 3 災害の拡大防止と二次災害の防止 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。		
第 6 （略）		機構改編に伴う修正
第 33 節 罹災証明書発行対策		
【市災害対策本部】総務部、 生活環境文化部 、消防部 【関係機関】市民、事業所・企業 （略）		
第 1 ～ 2 （略）		
第 34 節 鉄道等の応急対策		
【市災害対策本部】本部事務局、 未来政策部 【関係機関】関係機関（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社） （略）		
第 1 災害時の初動体制		
1 各運行主体の責任者 高岡市災害対策本部 が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の		
第 24～25 節 （略）		
第 26 節 海上における災害応急対策		
【市災害対策本部】産業振興部、消防部 【関係機関】県（ 総合政策局 、農林水産部、土木部）、関係機関（伏木海上保安部、自衛隊） （略）		
第 1 （略）		
第 27～31 節 （略）		
第 32 節 応急住宅対策		
略）		
第 1 ～ 4 （略）		
第 5 その他の対策		
1 ～ 2 3 災害の拡大防止と二次災害の防止 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。		
第 6 （略）		現状に合わせた修正
第 33 節 罹災証明書発行対策		
【市災害対策本部】総務部、 市民生活部 、消防部 【関係機関】市民、事業所・企業 （略）		
第 1 ～ 2 （略）		
第 34 節 鉄道等の応急対策		
【市災害対策本部】本部事務局、 市長政策部 【関係機関】関係機関（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社） （略）		
第 1 災害時の初動体制		
1 各運行主体の責任者 高岡市防災会議連絡員室 が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情		
第 24～25 節 （略）		
第 26 節 海上における災害応急対策		
【市災害対策本部】産業振興部、消防部 【関係機関】県（ 危機管理局 、農林水産部、土木部）、関係機関（伏木海上保安部、自衛隊） （略）		
第 1 （略）		
第 27～31 節 （略）		
第 32 節 応急住宅対策		
略）		
第 1 ～ 4 （略）		
第 5 その他の対策		
1 ～ 2 3 災害の拡大防止と二次災害の防止 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。		
第 6 （略）		

報の収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。 (略) 2 (略) 第2 各運行主体における初動処置 1 (略) 2 万葉線 (略) 3 加越能バス (略) 4～13 (略) 第35節 報道機関の応急対策 【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） 【市災害対策本部】市長政策部 (略) 第1 (略) (略) 第2 業務の内容 1 (略) 2 その他緊急を要する情報の提供 市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「富山県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。 3 コミュニティ放送局等との連携 コミュニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者は、事前の協定等に基づき、当該コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。 第36節 ライフライン応急対策（電話） 【実施機関】西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、(追加) 各防災関係機関 【市災害対策本部】本部事務局 (略) 第1 (略)	収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。 (略) 2 (略) 第2 各運行主体における初動処置 1 (略) 2 万葉線株式会社 (略) 3 加越能バス株式会社 (略) 4～13 (略) 第35節 報道機関の応急対策 【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） 【市災害対策本部】未来政策部 (略) 第1 (略) (略) 第2 業務の内容 1 (略) 2 コミュニティ放送局等との連携 コミュニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者は、事前の協定等に基づき、当該コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。 第36節 ライフライン応急対策（電話） 【実施機関】西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天グループ株式会社、各防災関係機関 【市災害対策本部】本部事務局 (略) 第1 (略)	記載の適正化 機構改編に伴う修正 現状に合わせた修正 （富山県緊急時情報伝達連絡会はR4 年 4 月時点では存在しない団体） 現状に合わせた追記
--	--	---

第 2 業務の内容 1 応急対策計画 (1) (略) (2) 高岡市防災会議連絡員の派遣 高岡市にて、防災会議連絡員室が設置されたとき各電話会社は、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。 (3)～(8) (略) 2～4 (略) 第 37 節 (略) 第 38 節 ライフライン応急対策（ガス） 【実施機関】高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】市民、事業所・企業、県（生活環境文化部） (略) 第 1 (略) 第 2 LPガス対策（県生活環境文化部、市、一般財団法人富山県エルピーガス協会） (略) 第 3 (略) 第 39～41 節 (略) 第 42 節 危険物等施設の応急対策 【市災害対策本部】市民生活部、消防部、医療部 【関係機関】事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（総合政策局、生活環境文化部）、関係機関（医療機関） (略) 第 1～2 (略) 第 43 節 消火 【市災害対策本部】消防部、消防団 【関係機関】市民、事業所・企業、県（総合政策局）、関係機関（緊急消防援助隊） (略) 第 1～4 (略)	第 2 業務の内容 1 応急対策計画 (1) (略) (2) 連絡員の派遣 高岡市にて、災害対策本部が設置されたとき各電話会社は、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。 (5)～(8) (略) 2～4 (略) 第 37 節 (略) 第 38 節 ライフライン応急対策（ガス） 【実施機関】高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局） (略) 第 1 (略) 第 2 LPガス対策（県危機管理局、市、一般財団法人富山県エルピーガス協会） (略) 第 3 (略) 第 39～41 節 (略) 第 42 節 危険物等施設の応急対策 【市災害対策本部】生活環境文化部、消防部、医療部 【関係機関】事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（危機管理局）、関係機関（医療機関） (略) 第 1～2 (略) 第 43 節 消火 【市災害対策本部】消防部、消防団 【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局）、関係機関（緊急消防援助隊） (略) 第 1～4 (略)	現状に合わせた修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正
--	---	---

第 44 節 廃棄物処理・防疫対策		
【市災害対策本部】市民生活部、福祉保健部 【関係機関】県（生活環境文化部、厚生部）、関係機関（富山県環境保全協同組合、一般社団法人産業資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽整備協会、一般社団法人富山県構造物解体協会、富山県レッカー協会、自治会、自主防災組織） （略） 第 1 被害状況調査・把握 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、市民生活部環境サービス班へ報告する。 県は、高岡市市民生活部環境サービス班からの被害状況を取りまとめ、国等の関係機関へ報告する。 第 2 （略） 第 3 防疫・保健衛生対策 1 （略） 2 防疫対策 （略） （1） 厚生センター、市町村災害防疫対策組織の設置 ア 厚生センター災害防疫組織の設置 厚生センターは、県災害対策本部健康班(健康課)の指示に従い、「厚生センター災害防疫組織」を設置し、厚生センター所長のもとに次の班を置く。 （略） イ （略） （2）～（4） （略） 3 （略） 第 4 （略）		機構改編に伴う修正
第 45 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給		
【市災害対策本部】産業振興部、市民生活部 【関係機関】事業所・企業（応援協定企業）、北陸農政局、県（総合政策局、厚生部、農林水産部）、関係機関（日本赤十字社富山県支部、県・市社会福祉協議会、一般社団法人富山県トラック協会、自衛隊、相互応援協定自治体） （略） <対策の方針（達成目標）>		

第 44 節 廃棄物処理・防疫対策		
【市災害対策本部】生活環境文化部、福祉保健部 【関係機関】県（生活環境文化部、厚生部）、関係機関（富山県環境保全協同組合、一般社団法人産業資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽整備協会、一般社団法人富山県構造物解体協会、富山県レッカー協会、自治会、自主防災組織） （略） 第 1 被害状況調査・把握 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、生活環境文化部環境政策班へ報告する。 県は、高岡市生活環境文化部環境政策班からの被害状況を取りまとめ、国等の関係機関へ報告する。 第 2 （略） 第 3 防疫・保健衛生対策 1 （略） 2 防疫対策 （略） （1） 厚生センター、市町村災害防疫対策組織の設置 ア 厚生センター災害防疫組織の設置 厚生センターは、県災害対策本部健康班、感染症対策班(健康対策室)の指示に従い、「厚生センター災害防疫組織」を設置し、厚生センター所長のもとに次の班を置く。 （略） イ （略） （2）～（4） （略） 3 （略） 第 4 （略）		機構改編に伴う修正
第 45 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給		
【市災害対策本部】産業振興部、生活環境文化部 【関係機関】事業所・企業（応援協定企業）、北陸農政局、県（危機管理局、厚生部、農林水産部）、関係機関（日本赤十字社富山県支部、県・市社会福祉協議会、一般社団法人富山県トラック協会、自衛隊、相互応援協定自治体） （略） <対策の方針（達成目標）>		

第 45 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給		
【市災害対策本部】産業振興部、市民生活部 【関係機関】事業所・企業（応援協定企業）、北陸農政局、県（総合政策局、厚生部、農林水産部）、関係機関（日本赤十字社富山県支部、県・市社会福祉協議会、一般社団法人富山県トラック協会、自衛隊、相互応援協定自治体） （略） <対策の方針（達成目標）>		機構改編に伴う修正

市民は、<u>避難に当たり、最低限 1 食分の食料</u>、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行する。 （略）		現状に合わせた修正											
第 1 （略）													
第 2 食料品の供給													
1 県の実施体制													
(1) ～ (2) （略）													
(2) 災害救助用米穀の調達													
炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省 <u>政策統括官</u> に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。													
なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省 <u>政策統括官</u> を通じて他県からの応援で対処する。													
(3) ～ (4) （略）													
2 （略）													
第 3 生活必需品の供給													
1 （略）													
2 各機関の調達体制													
<table><tr><th>機 関 名</th><th>実 施 内 容</th></tr><tr><td>市</td><td>（略）</td></tr><tr><td>県厚生部</td><td>（略）</td></tr><tr><td>県農林水産部</td><td>（略）</td></tr><tr><td>卸売市場</td><td>（略）</td></tr><tr><td>農林水産省<u>政策統括官</u></td><td>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>政策統括官</u>に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省<u>政策統括官</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</td></tr></table>		機 関 名	実 施 内 容	市	（略）	県厚生部	（略）	県農林水産部	（略）	卸売市場	（略）	農林水産省 <u>政策統括官</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>政策統括官</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>政策統括官</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
機 関 名	実 施 内 容												
市	（略）												
県厚生部	（略）												
県農林水産部	（略）												
卸売市場	（略）												
農林水産省 <u>政策統括官</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>政策統括官</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>政策統括官</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。												
第 4 ～ 5 （略）													
第 6 各主体の役割													
1 市民													
ア 避難時における、最低限 <u>1 食分</u> の食料、飲料水、生活必需品等の携行													
2 ～ 4 （略）													
第 46 節 全国からの救援物資への対応													
【市災害対策本部】 <u>市長政策部</u>、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（N P O、報道機関）													

市民は、<u>避難にあたり、最低限 3 食分の食料</u>、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行する。 （略）		現状に合わせた修正											
第 1 （略）													
第 2 食料品の供給													
1 県の実施体制													
(1) ～ (2) （略）													
(2) 災害救助用米穀の調達													
炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省 <u>農産局</u> に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。													
なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省 <u>農産局</u> を通じて他県からの応援で対処する。													
(3) ～ (4) （略）													
2 （略）													
第 3 生活必需品の供給													
1 （略）													
2 各機関の調達体制													
<table><tr><th>機 関 名</th><th>実 施 内 容</th></tr><tr><td>市</td><td>（略）</td></tr><tr><td>県厚生部</td><td>（略）</td></tr><tr><td>県農林水産部</td><td>（略）</td></tr><tr><td>卸売市場</td><td>（略）</td></tr><tr><td>農林水産省 <u>農産局</u></td><td>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u>に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</td></tr></table>		機 関 名	実 施 内 容	市	（略）	県厚生部	（略）	県農林水産部	（略）	卸売市場	（略）	農林水産省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
機 関 名	実 施 内 容												
市	（略）												
県厚生部	（略）												
県農林水産部	（略）												
卸売市場	（略）												
農林水産省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。												
第 4 ～ 5 （略）													
第 6 各主体の役割													
1 市民													
ア 避難時における、最低限 <u>3 食分</u> の食料、飲料水、生活必需品等の携行													
2 ～ 4 （略）													
第 46 節 全国からの救援物資への対応													
【市災害対策本部】 <u>未来政策部</u>、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（N P O、報道機関）													

現状に合わせた修正	
県地域防災計画の改訂に伴う修正	
県地域防災計画の改訂に伴う修正	
現状に合わせた修正	
機構改編に伴う修正	

	(略)
	第 1 ～ 2 （略）
第 47 節 義 援 金 の 受 入 れ ・ 配 分	
【市災害対策本部】 市長政策部 、福祉保健部	
【関係機関】 県（厚生部）、関係機関（日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会、市社会福祉協議会、報道機関）	
(略)	
第 1 （略）	
第 2 業 務 の 内 容	
1 ～ 2 （略）	
3 義 援 金 の 配 分	
(1) （略）	
(2) 市義援金配分委員会の構成	
副市長、 市長政策部長 、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。	
特に必要があると認めたときは、市社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係機関の代表者等を委員とすることができる。	
(3) （略）	
第 48 節 輸 送	
【市災害対策本部】 総務部	
【関係機関】 各道路管理者、事業所・企業（各鉄道事業者、日本通運株式会社、輸送関係機関）、伏木海上保安部、県（ 総合政策局 ）、関係機関（自衛隊）	
(略)	
＜対策の方針（達成目標）＞	
市は、救助・救急・消火活動の迅速な支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。	
① （略）	
② 緊急通行確保路線 の確保	
減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時には被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ 緊急通行確保路線 は、おおむね 24 時間以内に確保する。	
発災後の対応（タイムスケジュール）	
発災から 3 時間以内	緊急交通路の確保（中継基地・場外離着陸場） 医療物資・人員、患者等搬送

	(略)
	第 1 ～ 2 （略）
第 47 節 義 援 金 の 受 入 れ ・ 配 分	
【市災害対策本部】 未来政策部 、福祉保健部	
【関係機関】 県（厚生部）、関係機関（日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会、市社会福祉協議会、報道機関）	
(略)	
第 1 （略）	
第 2 業 務 の 内 容	
1 ～ 2 （略）	
3 義 援 金 の 配 分	
(1) （略）	
(2) 市義援金配分委員会の構成	
副市長、 未来政策部長 、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。	
特に必要があると認めたときは、市社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係機関の代表者等を委員とすることができる。	
(3) （略）	
第 48 節 輸 送	
【市災害対策本部】 総務部	
【関係機関】 各道路管理者、事業所・企業（各鉄道事業者、日本通運株式会社、輸送関係機関）、伏木海上保安部、県（ 地方創生局 、 厚生部 、 危機管理局 ）、関係機関（自衛隊）	
(略)	
＜対策の方針（達成目標）＞	
市は、救助・救急・消火活動の迅速な支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。	
① （略）	
② 緊急輸送道路 の確保	
減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時には被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ 緊急輸送道路 は、おおむね 24 時間以内に確保する。	
発災後の対応（タイムスケジュール）	
発災から 3 時間以内	緊急交通路の確保（中継基地・場外離着陸場） 医療物資・人員、患者等搬送

<table><tr><td>発災から 6 時間以内</td><td>輸送車両の確保 <u>緊急通行確保路線</u>の障害物除去</td></tr><tr><td>発災から 12 時間以内</td><td>食料等の輸送</td></tr><tr><td>発災から 24 時間以内</td><td><u>緊急通行確保路線</u>の確保</td></tr></table>		発災から 6 時間以内	輸送車両の確保 <u>緊急通行確保路線</u> の障害物除去	発災から 12 時間以内	食料等の輸送	発災から 24 時間以内	<u>緊急通行確保路線</u> の確保	
発災から 6 時間以内	輸送車両の確保 <u>緊急通行確保路線</u> の障害物除去							
発災から 12 時間以内	食料等の輸送							
発災から 24 時間以内	<u>緊急通行確保路線</u> の確保							
第 1 ～ 4 （略）								
第 5 緊急交通路の確保								
1 緊急陸上交通路の確保								
(1) 緊急交通路の指定								
県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた <u>緊急通行確保路線</u> を中心に、道路管理者等と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。								
(略)								
(2) ～ (7) （略）								
ア 警察官の措置								
2 ～ 4 （略）								
第 6 （略）								
第 49 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索								
<table><tr><td>【市災害対策本部】</td><td><u>市民生活部</u>、消防部</td></tr><tr><td>【関係機関】</td><td>県警察本部、関係機関（自衛隊）</td></tr></table>			【市災害対策本部】	<u>市民生活部</u> 、消防部	【関係機関】	県警察本部、関係機関（自衛隊）		
【市災害対策本部】	<u>市民生活部</u> 、消防部							
【関係機関】	県警察本部、関係機関（自衛隊）							
(略)								
第 1 （略）								
第 2 行方不明者の搜索								
1 （略）								
2 行方不明者の調査								
(1) ～ (2) （略）								
<u>(追加)</u>								
第 3 （略）								
第 50 節 遺体の搜索、保護・埋葬・火葬								
<table><tr><td>【市災害対策本部】</td><td><u>市民生活部</u></td></tr></table>			【市災害対策本部】	<u>市民生活部</u>				
【市災害対策本部】	<u>市民生活部</u>							

<table><tr><td>発災から 6 時間以内</td><td>輸送車両の確保 <u>緊急輸送道路</u>の障害物除去</td></tr><tr><td>発災から 12 時間以内</td><td>食料等の輸送</td></tr><tr><td>発災から 24 時間以内</td><td><u>緊急輸送道路</u>の確保</td></tr></table>		発災から 6 時間以内	輸送車両の確保 <u>緊急輸送道路</u> の障害物除去	発災から 12 時間以内	食料等の輸送	発災から 24 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の確保	県地域防災計画の改訂に伴う修正
発災から 6 時間以内	輸送車両の確保 <u>緊急輸送道路</u> の障害物除去							
発災から 12 時間以内	食料等の輸送							
発災から 24 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の確保							
第 1 情報の収集・伝達								
第 5 緊急交通路の確保								
1 緊急陸上交通路の確保								
(1) 緊急交通路の指定								
県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた <u>緊急輸送道路</u> を中心に、道路管理者等と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。								
(略)								
(2) ～ (7) （略）								
ア 警察官の措置								
2 ～ 4 （略）								
第 6 （略）								
第 49 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索								
<table><tr><td>【市災害対策本部】</td><td><u>生活環境文化部</u>、消防部</td></tr><tr><td>【関係機関】</td><td>県警察本部、関係機関（自衛隊）</td></tr></table>			【市災害対策本部】	<u>生活環境文化部</u> 、消防部	【関係機関】	県警察本部、関係機関（自衛隊）		
【市災害対策本部】	<u>生活環境文化部</u> 、消防部							
【関係機関】	県警察本部、関係機関（自衛隊）							
(略)								
第 1 （略）								
第 2 行方不明者の搜索								
1 （略）								
2 行方不明者の調査								
(1) ～ (2) （略）								
<u>(3) 安否不明者等の氏名等公表</u>								
<u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u>								
第 3 （略）								
第 50 節 遺体の搜索、保護・埋葬・火葬								
<table><tr><td>【市災害対策本部】</td><td><u>生活環境文化部</u></td></tr></table>			【市災害対策本部】	<u>生活環境文化部</u>				
【市災害対策本部】	<u>生活環境文化部</u>							

【関係機関】伏木海上保安部、県（厚生部）、県警察本部、関係機関（自衛隊、県歯科医師会、医師会（県・市）、日本赤十字社、一般社団法人富山県トラック協会、富山県葬祭業協同組合） （略） 第 1 ～ 5 （略） 第 51 ～ 54 節 （略） 第 55 節 ボランティアとの協働 【市災害対策本部】市民生活部、福祉保健部 【関係機関】県（生活環境文化部）、関係機関（富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、富山県民ボランティア総合支援センター、県内ボランティア団体、高岡青年会議所、富山県災害救援ボランティア本部） （略） 第 1 ボランティア本部の設置 1 県災害救援ボランティア本部の設置 （略） （追加） （1）～（2） （略） 2 市災害救援ボランティア本部の設置 （略） （追加） （1）～（2） （略） 3 ～ 5 （略） 第 2 （略） 第 56 節 災害救助法による救助 【市災害対策本部】福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係機関（日本赤十字社） （略） 第 1 ～ 3 （略） 第 3 章 災害復旧・復興計画 第 1 節 被災者の生活再建支援 （略） 第 1 業務の内容	【関係機関】伏木海上保安部、県（厚生部）、県警察本部、関係機関（自衛隊、県歯科医師会、医師会（県・市）、日本赤十字社、一般社団法人富山県トラック協会、富山県葬祭業協同組合） （略） 第 1 ～ 5 （略） 第 51 ～ 54 節 （略） 第 55 節 ボランティアとの協働 【市災害対策本部】生活環境文化部、福祉保健部 【関係機関】県（生活環境文化部）、関係機関（富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、富山県民ボランティア総合支援センター、県内ボランティア団体、高岡青年会議所、富山県災害救援ボランティア本部） （略） 第 1 ボランティア本部の設置 1 県災害救援ボランティア本部の設置 （略） 災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。 （1）～（2） （略） 2 市災害救援ボランティア本部の設置 （略） 災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。 （1）～（2） （略） 3 ～ 5 （略） 第 2 （略） 第 56 節 災害救助法による救助 【市災害対策本部】福祉保健部 【関係機関】県（危機管理局）、関係機関（日本赤十字社） （略） 第 1 ～ 3 （略） 第 3 章 災害復旧・復興計画 第 1 節 被災者の生活再建支援 （略） 第 1 業務の内容	機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正
--	--	---

1 ～ 2 （略） 3 応急金融対策 （略） (1) （略） (2) 金融上の措置 ア 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 （ア）被災者の便宜を図るため、<u>（追加）</u>財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山事務所は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）又は金融機関団体に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 （イ）被災者の便宜を図るため、<u>（追加）</u>財務省北陸財務局富山財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 イ （略） 4 ～ 10 （略） 第 2 節 （略） 第 3 節 公共施設等災害復旧対策 （略） 第 1 業務の内容 1 ～ 3 （略） 4 特定大規模災害時における代行制度の活用等 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、県は必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 (1) <u>指定区間外の国道</u> <u>指定区間外の国道において、工事が高度の技術が要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</u> <u>（追加）</u> （2）～（3） （略） 第 4 節 災害復興対策	1 ～ 2 （略） 3 応急金融対策 （略） (1) （略） (2) 金融上の措置 ア 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 （ア）被災者の便宜を図るため、<u>災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、</u>財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山事務所は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）又は金融機関団体に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 （イ）被災者の便宜を図るため、<u>災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、</u>財務省北陸財務局富山財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 イ （略） 4 ～ 10 （略） 第 2 節 （略） 第 3 節 公共施設等災害復旧対策 （略） 第 1 業務の内容 1 ～ 3 （略） 4 特定大規模災害時における代行制度の活用等 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、県は必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 (1) <u>指定区間外国道、県道及び市町村道</u> <u>ア 国による代行制度</u> <u>指定区間外の国道、県管理道路及び市町村道において、工事が高度の技術が要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</u> <u>イ 県による代行制度</u> <u>市町村が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市町村から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市町村が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。</u> （2）～（3） （略） 第 4 節 災害復興対策	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
---	---	--

(略)		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 業務の内容		
1 (略)		
2 防災まちづくり		
(1)～(4) (略)		
(追加)		
第 2～3 (略)		

(略)		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 業務の内容		
1 (略)		
2 防災まちづくり		
(1)～(4) (略)		
(5) 男女共同参画の視点上のための公共施設等の整備		
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女平等推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女平等推進センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。		
第 2～3 (略)		